

第97回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時

開催
場所

ATCホール
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

【重要なお知らせ】

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、極力、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- 今後の状況変化により、開催日時・場所の変更、その他運営に大きな変更が生じる可能性がございます。その場合は適宜当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後5時30分

目次

第97回定時株主総会招集ご通知	3
議決権の行使についてのご案内	6
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	9
第2号議案 取締役14名選任の件	10
第3号議案から第26号議案まで 株主からのご提案	33
事業報告	51
ご参考として、グラフや写真等を掲載しております。	
連結計算書類	85
計算書類	87
監査報告書	89
株主総会会場ご案内	裏表紙

経営理念 Purpose & Values

存在意義 Purpose

「あたりまえ」を守り、創る
Serving and Shaping the Vital Platform for a Sustainable Society

大切にする価値観 Values

公正 × **誠実** × **共感** × **挑戦**
Fairness × **Integrity** × **Inclusion** × **Innovation**

私たちは、安全を守り抜くことを前提に、「公正」「誠実」「共感」「挑戦」を大切にして行動します

With dedication to safety and security, we will act upon the values of Fairness, Integrity, Inclusion and Innovation

株主のみなさまへ

株主のみなさまには、平素から格別のご高配を賜わり、厚くお礼を申し上げます。

当社第97回定時株主総会招集ご通知をご高覧願うに当たり、ご挨拶を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患された方々に心からお見舞い申し上げます。

当社は、金品受取り問題等を受け、昨年6月に指名委員会等設置会社に移行し、外部の客観的な視点を取り入れた新たな経営管理体制のもと、ガバナンス改革をはじめとする業務改善計画に掲げた全ての項目を実行に移すなど、この1年余り、グループの総力を結集して取り組んでまいりました。

本年3月には、新しい関西電力グループを創生し、持続的に成長していくための指針として、新たに「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」を策定しました。今後、健全な組織風土の醸成に向けて、理解・浸透・実践に努めてまいります。

また、この経営理念のもと、事業環境が厳しさを増し、かつ急激に変化する中、これに的確に対応するため、足元5ヵ年の実行計画として「関西電力グループ中期経営計画（2021－2025）」を策定しました。

本計画では、ガバナンス確立とコンプライアンス推進を事業運営の大前提とし、本年2月に策定した「ゼロカーボンビジョン2050」の実現に向けた「ゼロカーボンへの挑戦」、「サービス・プロバイダーへの転換」および「強靱な企業体質への改革」に全力で取り組み、成長軌道にのせてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜わりますよう、お願い申し上げます。



取締役会長

桒原 定久



取締役代表執行役社長

森本 孝

証券コード 9503
2021年6月7日

株 主 各 位

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関 西 電 力 株 式 会 社

取締役代表執行役社長 森 本 孝

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主のみなさまには、平素から格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、**書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、極力、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。**

お手数ですが、議決権の行使につきましては、6頁から8頁に記載の「議決権の行使についてのご案内」をご確認のうえ行っていただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日） 午前10時

2. 場 所 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
A T Cホール

3. 目的事項

報告事項

1. 2020年度（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容
ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 2020年度（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

〈会社提案（第1号議案および第2号議案）〉

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役14名選任の件

〈株主(33名)からのご提案(第3号議案から第7号議案まで)〉

- 第3号議案 定款一部変更の件(1)
第4号議案 定款一部変更の件(2)
第5号議案 定款一部変更の件(3)
第6号議案 定款一部変更の件(4)
第7号議案 定款一部変更の件(5)

〈株主(123名)からのご提案(第8号議案から第14号議案まで)〉

- 第8号議案 剰余金処分の件
第9号議案 取締役解任の件
第10号議案 定款一部変更の件(1)
第11号議案 定款一部変更の件(2)
第12号議案 定款一部変更の件(3)
第13号議案 定款一部変更の件(4)
第14号議案 定款一部変更の件(5)

〈株主(2名)からのご提案(第15号議案から第17号議案まで)〉

- 第15号議案 定款一部変更の件(1)
第16号議案 定款一部変更の件(2)
第17号議案 定款一部変更の件(3)

〈株主(1名)からのご提案(第18号議案から第24号議案まで)〉

- 第18号議案 定款一部変更の件(1)
第19号議案 定款一部変更の件(2)
第20号議案 定款一部変更の件(3)
第21号議案 定款一部変更の件(4)
第22号議案 定款一部変更の件(5)
第23号議案 定款一部変更の件(6)
第24号議案 定款一部変更の件(7)

〈株主(1名)からのご提案(第25号議案および第26号議案)〉

第25号議案 定款一部変更の件(1)

第26号議案 定款一部変更の件(2)

〔上記の会社提案(第1号議案および第2号議案)および株主からのご提案(第3号議案から第26号議案まで)にかかる議案の内容等は9頁から50頁に記載のとおりであります。〕

以 上

-
- ・次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kepcoco.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>)に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「財産および損益の状況の推移」、「主要な事業内容」、「主要な事業所等」、「使用人の状況」、「主要な借入先」および「会計監査人の状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ・上記の事項につきましては、監査委員会および会計監査人が監査報告を作成するに際し、監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kepcoco.jp/>)に掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

インターネット



インターネットにより議決権を行使される場合は、8頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

ご郵送

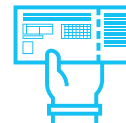


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

ご出席



株主総会にご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時

議決権行使書用紙ご記入方法のご案内

第1号議案		第2号議案		第3号議案		第4号議案		第5号議案		第6号議案		第7号議案		第8号議案		第9号議案		第10号議案	
賛	否	賛	否	賛	否	賛	否	賛	否	賛	否	賛	否	賛	否	賛	否	賛	否

株主からのご提案につきましては、当社取締役会または監査役会に賛成または反対の意思を表明し、その旨を記載した書面を提出する必要があります。

会社提案

第1号議案および第2号議案は、会社提案であります。

株主提案

第3号議案から第26号議案までは、株主からのご提案によるものです。当社取締役会はそのいずれにも反対しております。

次頁へ

●代理人による議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

●議決権の不統一行使

議決権の不統一行使は、他人のために株式を有する株主の方に限らせていただきますが、行使に当たっては、株主総会日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨およびその理由を記載した書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

●相反する議案の取扱い

第1号議案と第8号議案は相反する関係にあります。したがって、第1号議案および第8号議案のいずれにも賛成する旨の議決権の行使をされすと、第1号議案および第8号議案への議決権の行使は無効となりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

[記入例]

会社提案・取締役会意見に **ご賛同いただける** 場合

会社提案	第1号議案	第2号議案
	賛	賛 (ただし、次の候補者を除く。)
	否	否

(ご注意)
株主からのご提案につきましては、当社取締役会はそのいずれにも反対しております。第3号議案以下につき、当社取締役会意見に賛成の場合は「賛」に、株主からのご提案に賛成の場合は「賛」に○印でご表示願います。 関西電力株式会社

株主からのご提案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否
	賛	賛	賛	賛
	第15号議案	第16号議案	第17号議案	第18号議案
	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否
	賛	賛	賛	賛

会社提案および当社取締役会意見にご賛同いただける場合は、記入例にございますように株主からのご提案につきましては、「否」に○印をお願いいたします。

- ▶ 会社提案に賛成の場合は 賛 に ○印をご記入願います。
- ▶ 株主提案に反対の場合は 否 に ○印をご記入願います。

会社提案・取締役会意見に **反対される** 場合
または、**議案毎にご判断いただく** 場合

会社提案・取締役会意見に反対の場合

会社提案	第1号議案	第2号議案
	賛	賛
	否	否

株主からのご提案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否
	賛	賛	賛	賛
	第15号議案	第16号議案	第17号議案	第18号議案
	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否
	賛	賛	賛	賛

- ▶ 会社提案に反対の場合は 否 に ○印をご記入願います。
- ▶ 株主提案に賛成の場合は 賛 に ○印をご記入願います。

議案毎にご判断いただく場合

会社提案	第1号議案	第2号議案
	賛	賛
	否	否

株主からのご提案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否
	賛	賛	賛	賛
	第15号議案	第16号議案	第17号議案	第18号議案
	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否
	賛	賛	賛	賛

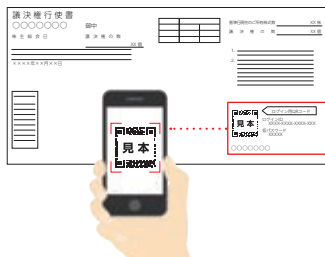
- 議案毎に ▶ 賛成の場合は 賛 に ○印をご記入願います。
- ▶ 反対の場合は 否 に ○印をご記入願います。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンから

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

QRコードを用いて再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「パソコンから」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

- ・書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ・インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

(議決権電子行使プラットフォームについて)

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

パソコンから

議決権行使
サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

議案および参考事項

〈会社提案(第1号議案および第2号議案)〉

第1号議案および第2号議案は、会社提案であります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は関西電力グループとして企業価値の向上を図り、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に配分することを基本とし、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的に配当を実施することを株主還元方針としております。この方針に基づき、剰余金の配当につきましては、2020年度の業績および2021年度以降の収支状況や、財務体質の改善状況など、経営環境を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金25円 総額22,338,665,800円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日（月曜日）

第2号議案 取締役14名選任の件

取締役全員（13名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役14名を選任いたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現 在 の 地 位
1	再任 社外 独立 さかき ばら さだ ゆき 榊 原 定 征	取 締 役 会 長
2	再任 社外 独立 おき はら たか むね 沖 原 隆 宗	取 締 役
3	再任 社外 独立 こ ばやし てつ や 小 林 哲 也	取 締 役
4	再任 社外 独立 さ さ き しげ お 佐々木 茂 夫	取 締 役
5	再任 社外 独立 か が あつ こ 加 賀 有津子	取 締 役
6	再任 社外 独立 と も の ひろし 友 野 宏	取 締 役
7	再任 社外 独立 た か まつ かず こ 高 松 和 子	取 締 役
8	再任 社外 独立 な い とう ふみ お 内 藤 文 雄	取 締 役

候補者 番号	氏 名	現 在 の 地 位
9	再任 もり もと たかし 森 本 孝	取 締 役 代表執行役社長
10	再任 み その とよ かず 彌 園 豊 一	取 締 役 代表執行役副社長
11	再任 いな だ こう じ 稲 田 浩 二	取 締 役 代表執行役副社長
12	新任 もり のぞむ 森 望	執 行 役 常 務
13	再任 すぎ もと やすし 杉 本 康	取 締 役
14	新任 し ま もと やす じ 島 本 恭 次	執 行 役 常 務

社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

当社の指名方針

○取締役候補者の指名を行うに当たっての方針

当社取締役は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、率先して、コンプライアンスを重視し、自らの職務の執行を律することが求められております。

取締役候補者の指名については、ジェンダーや国際性などを含む多様性を踏まえたうえで、適切な意思決定と実効的な監督を行うとの観点から、能力、経験、人格、識見などについて、当社取締役としてふさわしい人物かどうかを総合的に勘案し、指名委員会で審議し、決定いたします。

社外取締役候補者については、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担うとの観点から、独立性を有していることも確認いたします。

○取締役会の構成に関する考え方

取締役会の監督機能を強化すべく、執行と監督を明確に分離し、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制を構築いたします。

この考えに基づき、取締役会については、当社の事業規模、事業内容、経営課題への対処、および監督機能の観点から、ジェンダーや国際性などを含む多様性を踏まえ、必要かつ適正な体制とし、経営者や専門家として培われた豊富な経験と識見を有する幅広い分野からの独立社外取締役と、当社事業について豊富な経験と識見を有する社内取締役により構成いたします。

適切な意思決定と実効的な監督を行う観点から、取締役会を構成する取締役の員数は、20名以内とし、その過半数を独立社外取締役といたします。

○取締役候補者のスキル・マトリックス

取締役候補者の有する経験や識見は次のとおりであります。

取締役	経営経験	ガバナンス・ リスクマネジメント	財務・会計	法務・ コンプライアンス	テクノロジー	産業政策	広報戦略	グローバル 経験	販売・ マーケティング
榊 原 定 征	●	●			●	●		●	
沖 原 隆 宗	●	●	●					●	●
小 林 哲 也	●	●					●		●
佐々木 茂 夫		●		●					
加 賀 有津子					●	●			●
友 野 宏	●	●			●			●	
高 松 和 子	●						●	●	
内 藤 文 雄		●	●						
森 本 孝	●					●			●
彌 園 豊 一	●							●	●
稲 田 浩 二	●				●	●			
森 望					●	●			
杉 本 康		●	●						
島 本 恭 次	●				●				

○社外取締役の独立性

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、独自の独立性基準を策定しており、当該基準に照らして、社外取締役の独立性を判断いたします。

<当社が定める独立性基準>

当社は、社外取締役が以下 1～9 のいずれにも該当しない場合に、独立性を有するものと判断する。

1	当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2	当社の主要な取引先またはその業務執行者
3	当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
4	当社から多額の寄付・会費を受けている者またはその業務執行者
5	当社の監査法人の業務執行者
6	当社の主要株主である者またはその業務執行者、および当社が主要株主である会社の業務執行者
7	当社または当社子会社から役員を受け入れている会社の業務執行者
8	最近において、上記 1～7 のいずれかに該当していた者
9	次のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等以内の親族 （1）上記 1～3 までの掲げる者 （2）現在または最近における当社または当社子会社の業務執行者

候補者番号

1

さかきばら さだゆき

榊原 定征

(生年月日) 1943年3月22日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係なし
なし**■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）**

2002年 6 月 東レ株式会社 代表取締役社長
2010年 6 月 同社 代表取締役会長
2014年 6 月 一般社団法人日本経済団体連合会 会長
2014年 6 月 東レ株式会社 取締役会長
2015年 6 月 同社 相談役最高顧問
2017年 6 月 同社 相談役
2018年 5 月 一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長（現在に至る）
2018年 6 月 東レ株式会社 特別顧問（2019年6月 退任）
2020年 6 月 関西電力株式会社 取締役会長（現在に至る）

【重要な兼職の状況】

- ・一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長
- ・日本電信電話株式会社 社外取締役
- ・株式会社シマノ 社外取締役
- ・株式会社ニトリホールディングス 社外取締役
- ・株式会社産業革新投資機構 社外取締役取締役会議長

●取締役候補者とした理由

グローバルに事業を展開する東レ株式会社の要職を歴任し、他の会社の社外役員にも就任しているほか、一般社団法人日本経済団体連合会会長を務めるなど、経営者として経験豊富であり、2020年6月、当社の取締役会長に就任以降、取締役会議長、指名委員会委員長および報酬委員会委員として、当社の経営全般に対する適切な監督や有益な助言をいただいております、今後も同様の役割を期待できるものと考えております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を引き続き担っていただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、榊原氏が業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

候補者番号

2

おき はら たかむね

沖原 隆宗

(生年月日) 1951年7月11日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

2004年 5 月 株式会社ＵＦＪ銀行 代表取締役頭取
2004年 6 月 株式会社ＵＦＪホールディングス 取締役
2005年10月 株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ 常務執行役員（2008年4月 退任）
2006年 1 月 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 代表取締役副頭取
2008年 4 月 同社 代表取締役副会長
2010年 6 月 株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ 代表取締役会長（2014年6月 退任）
2014年 5 月 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 特別顧問
2014年 6 月 関西電力株式会社 社外取締役（現在に至る）
2018年 4 月 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 特別顧問（行名変更）（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

- ・株式会社三菱ＵＦＪ銀行 特別顧問
- ・損害保険ジャパン株式会社 社外監査役
- ・株式会社オービックビジネスコンサルタント 社外取締役
- ・一般社団法人日本ABC協会 会長

●取締役候補者とした理由

グローバルに金融サービスに係る事業を展開する三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおいて要職を歴任し、他の会社の社外役員にも就任するなど、経営者として経験豊富であり、2014年6月以降、社外取締役として、また、2020年6月以降、指名委員会委員および報酬委員会委員として、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております、今後も同様の役割を期待できるものと考えております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を引き続き担っていただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、沖原氏が業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

候補者番号

3

こばやし てつ や

小林 哲也

(生年月日) 1943年11月27日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係なし
なし

■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

2007年 6 月 近畿日本鉄道株式会社 代表取締役社長
 2015年 4 月 近鉄グループホールディングス株式会社 代表取締役会長
 2015年 4 月 近畿日本鉄道株式会社 代表取締役会長
 2015年 6 月 関西電力株式会社 社外取締役（現在に至る）
 2018年 5 月 公益社団法人関西経済連合会 副会長（現在に至る）
 2019年 6 月 近畿日本鉄道株式会社 取締役（現在に至る）
 2020年 6 月 近鉄グループホールディングス株式会社 代表取締役会長グループCEO（現在に至る）

【重要な兼職の状況】

- ・近鉄グループホールディングス株式会社 代表取締役会長グループCEO
- ・株式会社さんえい 取締役
- ・株式会社近鉄エクスプレス 社外取締役
- ・株式会社近鉄百貨店 取締役
- ・近畿日本鉄道株式会社 取締役
- ・近鉄不動産株式会社 取締役
- ・KNT-CTホールディングス株式会社 取締役
- ・公益社団法人関西経済連合会 副会長

●取締役候補者とした理由

鉄道事業を中心に、多角的に事業を展開している近鉄グループにおいて要職を歴任し、他の会社の社外役員にも就任するなど、社会インフラを担う企業の経営者として経験豊富であり、2015年6月以降、社外取締役として、また、2020年6月以降、報酬委員会委員長および指名委員会委員として、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております、今後も同様の役割が期待できるものと考えております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を引き続き担っていただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、小林氏が現在または過去において業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

候補者番号

4

さ さ き しげ お

佐々木 茂夫

(生年月日) 1944年10月12日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

2006年 5 月 大阪高等検察庁 検事長（2007年 7 月 退官）

2007年 8 月 弁護士登録（現在に至る）

2019年 6 月 関西電力株式会社 社外監査役

2020年 6 月 同社 社外取締役（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

- ・ 弁護士
- ・ 岩井コスモ証券株式会社 社外取締役

●取締役候補者とした理由

大阪高等検察庁検事長その他の要職を歴任し、現在は弁護士として活躍するなど、法曹として経験豊富であり、2019年6月以降は、社外監査役として、また、2020年6月以降は、社外取締役および監査委員会委員として、コンプライアンスをはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております、今後も同様の役割を期待できるものと考えております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

佐々木氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を引き続き担っていただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

候補者番号

5

か が あ つ こ
加賀 有津子

(生年月日) 1963年9月21日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係なし
なし

■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1987年 4 月 株式会社プラス・ワン 取締役（1989年 3 月 退任）
2002年 4 月 大阪大学大学院工学研究科 助教授
2007年 4 月 同大学院工学研究科 准教授
2009年 4 月 同大学院工学研究科 教授（現在に至る）
2019年 6 月 関西電力株式会社 社外監査役
2020年 6 月 同社 社外取締役（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

・大阪大学大学院工学研究科 教授

●取締役候補者とした理由

民間企業における経験を経て、現在は大阪大学大学院教授として活躍しており、2019年6月以降は、社外監査役として、また、2020年6月以降は、社外取締役、報酬委員会委員および監査委員会委員として、学識経験者の幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。今後も同様の役割を期待できるものと考えております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を引き続き担っていただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、加賀氏が業務執行者である法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

候補者番号

6

とも の ひろし
友野 宏

(生年月日) 1945年7月13日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

2005年 6 月 住友金属工業株式会社 代表取締役社長
2012年10月 新日鐵住金株式会社 代表取締役社長兼COO
2014年 4 月 同社 代表取締役副会長
2015年 4 月 同社 取締役相談役
2015年 6 月 同社 相談役
2019年 4 月 日本製鉄株式会社 相談役（社名変更）
2020年 6 月 同社 社友（現在に至る）
2020年 6 月 関西電力株式会社 社外取締役（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

- ・住友化学株式会社 社外取締役
- ・日本原燃株式会社 社外取締役

●取締役候補者とした理由

グローバルに事業を展開する住友金属工業株式会社および新日鐵住金株式会社（現・日本製鉄株式会社）の要職を歴任し、他の会社の社外役員にも就任するなど、経営者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役および監査委員会委員長として、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。今後も同様の役割を期待できるものと考えております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を引き続き担っていただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、友野氏が業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

候補者番号

7

た か ま つ か ず こ

高松 和子

(生年月日) 1951年8月27日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

当 社 株 式 の 所 有 数
当社との特別の利害関係なし
なし

■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

2003年 4 月 ソニーデジタルネットワークアプリケーションズ株式会社 代表取締役
2008年10月 ソニー株式会社 V P 環境推進センター長（2012年 3 月 退職）
2013年 4 月 公益財団法人21世紀職業財団 業務執行理事兼事務局長
2020年 4 月 同財団 業務執行理事（2020年 6 月退任）
2020年 6 月 関西電力株式会社 社外取締役（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

・ 日立造船株式会社 社外取締役

●取締役候補者とした理由

公益財団法人21世紀職業財団の業務執行理事兼事務局長を務め、ダイバーシティに関して識見豊富であることに加え、グローバルに事業を展開するソニー株式会社（現・ソニーグループ株式会社）の要職や同社の子会社の代表取締役を歴任するなど、経営者としての経験もあり、2020年6月以降、社外取締役および指名委員会委員として、ダイバーシティ経営をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。今後も同様の役割を期待できるものと考えております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を引き続き担っていただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

候補者番号

8

ないとう ふみ お

内藤 文雄

(生年月日) 1956年11月11日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

当社株式の所有数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1990年 4 月 神戸大学経営学部 助教授
1995年 4 月 同大学経営学部 教授
2001年 4 月 同大学大学院経営学研究科 教授
2006年 4 月 同大学 名誉教授（現在に至る）
2006年 4 月 甲南大学経営学部 教授（現在に至る）
2020年 6 月 関西電力株式会社 社外取締役（現在に至る）

〔重要な兼職の状況〕

- ・神戸大学 名誉教授
- ・甲南大学経営学部 教授

●取締役候補者とした理由

財務会計、監査業務、コーポレート・ガバナンスなどの分野における学識経験者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役および監査委員会委員として、財務会計をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。今後も同様の役割を期待できるものと考えております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

内藤氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を引き続き担っていただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、内藤氏が現在または過去において業務執行者であった法人と当社との間には電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満であります。

候補者番号

9

もりもと たかし

森本 孝

(生年月日) 1955年9月5日

再任

当 社 株 式 の 所 有 数 18,003株
当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1979年 4 月 関西電力株式会社入社
2007年 6 月 同社 執行役員大阪南支店長
2009年 6 月 同社 執行役員お客さま本部副本部長、リビング営業部門統括
2011年11月 同社 執行役員企画室長
2012年 4 月 同社 執行役員総合企画本部副本部長、経営企画部門統括
2014年 6 月 同社 執行役員総合企画本部 本部事務局長、総合企画本部副本部長、経営企画部門統括
2015年 6 月 同社 常務執行役員総合企画本部長代理（経営企画部門）、総合企画本部 本部事務局長
2016年 6 月 同社 代表取締役副社長執行役員
2020年 3 月 同社 代表取締役社長
2020年 6 月 同社 取締役代表執行役社長（現在に至る）

【重要な兼職の状況】

・日本原子力発電株式会社 取締役

●取締役候補者とした理由

2016年6月に取締役に就任以降、経営企画室、エネルギー・環境企画室、中間貯蔵推進担当、人財・安全推進室担当、立地室担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2020年3月から代表取締役社長、また、2020年6月から取締役代表執行役社長としてリーダーシップを発揮し、当社グループの価値増大に貢献しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

10

み その とよ か ず

彌園 豊一

(生年月日) 1956年11月1日

再任

当 社 株 式 の 所 有 数 17,200株
当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1981年 4 月 関西電力株式会社入社
2011年 6 月 同社 執行役員お客さま本部副本部長、営業企画部門統括
2015年 6 月 同社 常務執行役員お客さま本部長代理
2018年 6 月 同社 代表取締役副社長執行役員
2020年 6 月 同社 取締役代表執行役副社長（現在に至る）

〔現在の担当〕

コーポレート業務全般、国際事業、行為規制担当、コンプライアンス推進室担当、
経営企画室担当、IT戦略室担当、広報室担当、取締役会室担当、経営監査室担当

〔重要な兼職の状況〕

・株式会社かんでんエルハート 代表取締役社長

●取締役候補者とした理由

主に企画部門や営業部門における豊富な業務経験を有し、2018年6月に取締役就任以降、営業本部長、人財・安全推進室担当、立地室担当、コンプライアンス推進室担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2020年6月以降、取締役代表執行役副社長として当社グループの経営を担っております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

11

いなだ こうじ

稲田 浩二

(生年月日) 1960年3月9日

再任

当 社 株 式 の 所 有 数 13,800株
当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係 なし

■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1984年 4 月 関西電力株式会社入社
2013年 6 月 同社 執行役員総合企画本部副本部長、ＣＳＲ・経営管理部門統括、
原子力・安全品質推進部門統括
2015年 6 月 同社 執行役員総合企画本部 本部事務局長代理、総合企画本部副本部長、
ＣＳＲ・経営管理部門統括、原子力・安全品質推進部門統括
2016年 6 月 同社 常務執行役員経営企画室担当、ＩＴ戦略室担当
2018年 6 月 同社 取締役常務執行役員
2019年 6 月 同社 代表取締役副社長執行役員
2020年 6 月 同社 取締役代表執行役員副社長（現在に至る）
〔現在の担当〕
総合エネルギー事業全般、中間貯蔵推進担当、立地室担当

〔重要な兼職の状況〕

- ・東洋テック株式会社 社外取締役
- ・日本原燃株式会社 社外取締役

●取締役候補者とした理由

主にＩＴ部門や企画部門における豊富な業務経験を有し、2018年6月に取締役に就任以降、電力需給・取引推進室担当、ＩＴ戦略室担当、経営企画室、エネルギー・環境企画室、中間貯蔵推進担当、行為規制担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2020年6月以降、取締役代表執行役員副社長として当社グループの経営を担っております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

12

もり
森

のぞむ
望

(生年月日) 1962年6月6日

新任

当 社 株 式 の 所 有 数 3,450株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1988年 4 月 関西電力株式会社入社
2018年 6 月 同社 執行役員電力需給・取引推進室長
2019年 7 月 同社 執行役員エネルギー需給本部副本部長、需給企画・電力取引部門統括
2019年10月 同社 常務執行役員再生可能エネルギー事業本部長、地域エネルギー本部長
2020年 6 月 同社 執行役常務（現在に至る）
〔現在の担当〕
再生可能エネルギー事業本部長、地域エネルギー本部長、水素事業戦略室担当

●取締役候補者とした理由

主に送配電部門における豊富な業務経験を有し、2019年10月に常務執行役員に就任以降、再生可能エネルギー事業本部長、地域エネルギー本部長等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2020年6月には執行役常務に就任しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、新たに取り締役候補者とするものであります。

候補者番号

13

すぎもと

やすし

杉本

康

(生年月日) 1955年4月23日

再任

当 社 株 式 の 所 有 数 29,300株

当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1978年 4 月 関西電力株式会社入社
2007年 6 月 同社 執行役員東京支社長
2010年 6 月 同社 執行役員経理室長
2014年 6 月 同社 取締役常務執行役員
2019年 6 月 同社 常任監査役
2020年 6 月 同社 取締役（現在に至る）

●取締役候補者とした理由

主に経理部門における豊富な業務経験を有し、2014年6月に取締役就任以降、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当、調達本部長等を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2019年6月以降は、常任監査役として当社の監査を、2020年6月以降は、取締役として経営を、また、監査委員会委員として監査を担っております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

14

しまもと やす じ

島本 恭次

(生年月日) 1958年9月8日

新任

当 社 株 式 の 所 有 数 18,502株

当社との特別の利害関係 なし



■略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1983年 4 月 関西電力株式会社入社
2014年 6 月 同社 執行役員火力事業本部副事業本部長、火力運営部門統括、原子力事業本部副事業本部長
2016年 6 月 同社 常務執行役員火力事業本部長
2017年 6 月 同社 取締役常務執行役員
2020年 6 月 同社 執行役常務（現在に至る）
〔現在の担当〕
火力事業本部長、研究開発室担当

●取締役候補者とした理由

主に火力部門における豊富な業務経験を有し、2016年6月に常務執行役員に就任以降、火力事業本部長、研究開発室担当を務め、これらの分野における幅広い識見を有するとともに、2020年6月には執行役常務に就任しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営を担うにふさわしいと判断していることから、新たに取り締役候補者とするものであります。

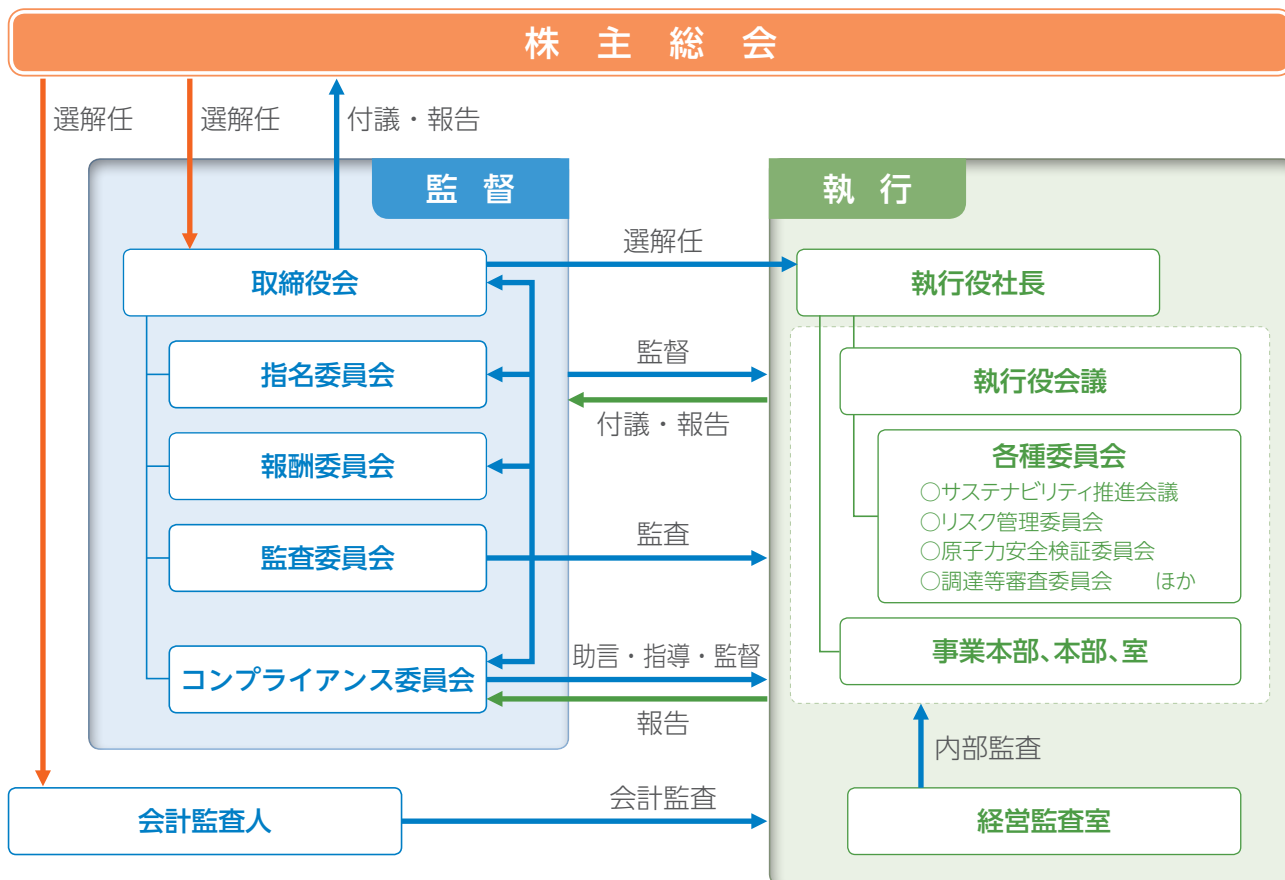
- (注) 1. 榊原定征、沖原隆宗、小林哲也、佐々木茂夫、加賀有津子、友野宏、高松和子および内藤文雄の各氏の2020年度における活動状況は、事業報告「3. 会社役員に関する事項(8)当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載のとおりであります。
2. 榊原定征、沖原隆宗、小林哲也、佐々木茂夫、加賀有津子、友野宏、高松和子および内藤文雄の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、全ての社外取締役候補者を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
4. 友野宏氏は、当社の特定関係事業者である日本原燃株式会社の社外取締役であります。
5. 当社の役員等が社外の関係者から金品を受け取っていた問題について、2020年3月14日に、第三者委員会の調査報告書を受領し、当社グループの役職員による金品の受取り、不適切な発注行為等およびガバナンスの脆弱性が認められました。
- また、第三者委員会の調査報告書において、一部の役員の退任後、嘱託等の業務を委嘱する際の報酬について、「金品受取り問題に関する修正申告時の追加納税分」や「過去の経営不振時の役員報酬削減分」を補填する趣旨が含まれていると指摘されました。なお、支給済みの嘱託等報酬については、全額の返還を受けております。
- これらの問題により、経済産業大臣から電気事業法に基づく業務改善命令を受け、同年3月30日に、再発防止に向けた業務改善計画を経済産業大臣に提出しました。
- その後、事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項(12)その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のとおり、当社やグループ会社3社における追加の事実が判明し、同年10月6日に、電気事業法第106条第3項に基づく追加報告を行いました。
- 当社の社外取締役である榊原定征、沖原隆宗、小林哲也、佐々木茂夫、加賀有津子、友野宏、高松和子および内藤文雄の各氏は、取締役会および所属する委員会等において、日頃からガバナンスおよびコンプライアンスの強化の視点に立った提言を行うとともに、再発防止に向けた業務改善計画の実行状況の検証等に当たって提言を行うなど、その職責を果たしております。
6. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実は、次のとおりであります。
- 榊原定征氏が株式会社ニトリホールディングスの社外取締役として在任中に、同社グループの店舗において販売された一部の珪藻土製品について法令の基準を超える石綿（アスベスト）が含まれており、自主回収を行ったという事実がありました。同氏は、事前には当該事実を認識しておりませんでした。平素より法令遵守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、発生後においては再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を果たしております。
- 小林哲也氏が株式会社近鉄百貨店の取締役として在任中の2018年10月に、同社は、優待ギフト送料の額の引上げに関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。
- 佐々木茂夫氏が株式会社神戸製鋼所の社外監査役として在任中に、同社およびそのグループ会社において公的規格または顧客仕様を満たさない製品等につき、検査結果の改ざんまたはねつ造等を行うことにより、これらを満たすものとして顧客に出荷または提供する行為など、同社グループが提供する製品、サービスに関する不適切な行為が行われていたことが、2017年10月に公表されました。同氏は、問題の判明時には社外監査役を退任しており、また、問題の判明まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、企業としてのあるべき姿について、あるいは法令遵守の視点に立った提言、注意喚起を行うなど、その職責を果たしておりました。
- 友野宏氏が日本原燃株式会社の社外取締役として在任中の2016年12月に、同社は、原子力規制委員会から保安規定違反に関する報告徴収命令を受けました。同氏は、事前には報告徴収命令を受けるに至る各種事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、法令遵守の視点に立った発言を行っており、当該命令受領後も、徹底した調査および再発防止の指示を行うなど、その職責を果たしております。
7. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって、沖原隆宗氏は7年、小林哲也氏は6年、榊原定征、佐々木茂夫、加賀有津子、友野宏、高松和子および内藤文雄の各氏は1年であります。
- なお、佐々木茂夫および加賀有津子の両氏は、社外取締役の就任以前に社外監査役であり、両氏とも在任年数は1年であります。

-
8. 当社は、全ての社外取締役候補者との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によりてん補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
10. 本議案が可決された場合、各委員会の構成を次のとおりとする予定であります。
- 指名委員会：榊原定征（委員長）、沖原隆宗、小林哲也、髙松和子
 - 報酬委員会：小林哲也（委員長）、榊原定征、沖原隆宗、加賀有津子
 - 監査委員会：友野宏（委員長）、佐々木茂夫、加賀有津子、内藤文雄、杉本康、島本恭次

(ご参考)

当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、執行役会議および各種委員会を置き、業務の執行を適正に行うとともに、取締役会等を通じて取締役および執行役の職務執行を監督しております。当社のコーポレート・ガバナンスにおいては、経営の透明性・客観性を高めることを目的に、2020年6月から執行と監督を明確に分離した「指名委員会等設置会社」の機関設計を採用しています。



取締役会および各委員会の活動状況ならびに取締役会等の実効性評価結果につきましては、72頁および73頁に記載しております。

(ご参考)

業務改善計画の主な取組状況

○ 法令等遵守体制の抜本的強化ならびに法令等遵守を重視する健全な組織風土の醸成

- ① 「コンプライアンス委員会」、「コンプライアンス推進室」の新設
 - 2020年4月にコンプライアンス委員会を新設し、これまでに9回開催しています。コンプライアンス推進計画や業務改善計画の進捗状況等について、審議・承認を行っています。
 - コンプライアンス推進室は、コンプライアンス意識の醸成・徹底を目的に、コンプライアンス推進計画の策定やコンプライアンス委員会の運営、コンプライアンスに係る研修、グループ会社も含めた各種啓発ツールの企画、作成、配信等に、継続して取り組んでいます。
- ② 問題事象発生時の報告体制の整備
 - 役員、従業員および社外の関係者からの内部通報・相談の仕組みについて、相談内容に応じた専門弁護士を配置し、コンプライアンス上問題となる事象について、役員・従業員の報告を義務化する等、内容の充実を図りました。（2020年6月29日）
- ③ 役員の率先実行、役員および従業員の行動規範の確立
 - 改革を進めるにあたり、社長から全てのステークホルダーのみなさまに対する宣誓を行い（2020年3月30日）、その後、他の役員についても創生に向けた宣誓を行い社内共有しました。（2020年12月11日）
 - 2020年4月以降、役員は、従業員とのコミュニケーションを、繰り返し継続して実施しており、その浸透を図っています。
 - 社外役員も、メッセージの発信や従業員との対話に取り組んでいます。
- ④ コンプライアンス推進に係る基本方針等の網羅的な見直し
 - 新たな「経営理念」と、コンプライアンスを主要な要素と位置づけた「関西電力グループ行動憲章」を策定しました。
 - 2019年12月に「贈答および接待の取扱いに関する規程」を制定し、贈答・接待を受ける場合のルールを策定しました。また、2021年4月に、贈答・接待を行う場合のルールについても定め、適切に実施しています。
- ⑤ コンプライアンス等に係るトレーニング、研修の強化
 - 役員については、2020年9月に企業不祥事に関する研修を実施したほか、コンプライアンス委員会からの提言を踏まえて、トレーニングを強化し、コンプライアンス・ガバナンスに関する研修を2020年12月、2021年4月に実施しました。
 - 従業員については、2021年3月以降、コンプライアンス委員会の社外委員監修のもと、コンプライアンスについて能動的に考える討議型の研修を全社で実施しています。

○ 工事の発注・契約に係る業務の適切性および透明性を確保するための業務運営体制の確立

① 実施権限と契約権限の分離

- 工事の発注・契約等に係る牽制機能強化のため、工事等所管部門が有している契約権限を、事務用品の購入やシステム開発等の高度に専門性の高い委託業務等を除き、調達部門に移管しました。（2020年6月25日）

② 「調達等審査委員会」の新設

- 2020年4月に調達等審査委員会を新設し、これまでに6回開催しています。子会社を含めた個別案件（調達、寄付金）の審査等を行い、その審議結果について、補足・解説を加え、社内ポータルサイトに掲載・周知し、再発防止に取り組んでいます。
- 特定の個人や企業の不当な要求に応じ、工事の発注・契約手続き等を進めるという不適切な運用を禁止するために、社内規定を制定し、eラーニングの実施等により、理解向上に取り組んでいます。

○ 新たな経営管理体制の構築

① 外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制*の構築（2020年6月25日）*〔詳細は30頁〕

② 原子力事業本部に対する実効的なガバナンス体制の構築

- 健全なガバナンスの効いた組織、風通しの良い組織になるよう、原子力事業本部に常駐する職位として、コンプライアンスと管理部門を所管する本部長代理を設置しました。また、監査委員会スタッフとして、原子力事業本部に常駐する監査特命役員を任命し、本部への監督、監査機能を強化しました。（2020年6月25日）

③ 原子力事業本部の風通しの良い組織の創生に向けた取り組み

- 福井県美浜町所在の原子力事業本部にて取締役会を開催しました。（2020年9月28日）
同日、社外取締役は、原子力事業本部の幹部との懇談・従業員との対話を行いました。



取締役会



幹部との懇談

今後も取り組みを確実に実行するとともに、外部の客観的な視点を踏まえ実行状況を検証し、必要に応じて改善策を加えるなど、引き続き、新たな関西電力グループの創生に向け、全力で取り組んでまいります。

※実績等は2021年5月18日時点

＜株主からのご提案全般に対する取締役会の意見＞

第3号議案から第26号議案までは、株主からのご提案によるものであります。

取締役会としては、第3号議案から第26号議案までの全ての議案に反対いたします。

株主からのご提案は、ゼロカーボン社会の実現に向けた考え方、原子力発電の安全性、取締役および執行役の報酬に関するものが多くを占めておりますが、これらについて、取締役会は次のとおり考えております。

ゼロカーボン社会の実現に向けては、当社グループの「ゼロカーボンビジョン2050」に基づき、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出を2050年までに全体としてゼロとします。

デマンドサイドのゼロカーボン化については、お客さまのゼロカーボン化を実現する最適なソリューションを提案・提供します。

サプライサイドのゼロカーボン化については、安全確保を大前提に、全ての電気をゼロカーボン化し、エネルギー自給率向上による安定供給や経済性を同時に達成できる電源の最適な組合せの実現を目指します。具体的には、再生可能エネルギーの最大限導入、原子力エネルギーの最大限活用、火力のゼロカーボン化等に取り組みます。

水素社会への挑戦については、ゼロカーボン水素の製造・輸送・供給、発電用燃料としての使用に挑戦します。

原子力発電の安全性については、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた緊急対策に加え、安全対策を多段的に確保する深層防護の観点から、安全対策の強化を実施しており、原子力規制委員会において安全性が確認された原子力プラントについては、立地地域のみなさまのご理解を賜わりながら、早期に再稼動するとともに、安全最優先で運転・保全に万全を期してまいります。

取締役および執行役の報酬については、事業報告において、基本報酬、業績連動報酬および株式報酬の区分ごとに総額を開示しております。さらに、経営の透明性を一層高める観点から、2020年度の期末時点において在籍していた社内取締役を支給した個別報酬額を開示しております。また、取締役および執行役の基本報酬、業績連動報酬および株式報酬の支給割合ならびに業績連動報酬の役員別基準額および算定方法も開示しております。

なお、業務執行に関する定款変更議案を多数いただいておりますが、業務執行は取締役会および取締役会から委任を受けた執行役が、機動的かつ柔軟に行う必要があることから、これらについて定款で定めることは適当でないと考えます。

議案ごとの取締役会の意見については、それぞれの議案の後に記載しております。

〈株主(33名)からのご提案(第3号議案から第7号議案まで)〉

第3号議案から第7号議案までは、株主(33名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(33名)の議決権の数は、531個であります。

第3号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第1章 総則」第2条中、「当社は、次の事業を営むことを目的とする。」を「当社は人類社会の持続可能性と健全な生態系を維持するため、脱原発・脱炭素化を進めるとともに、再生可能エネルギーを主としつつ、次の事業を営むことを目的とする。」に変更する。

▼提案の理由

定款第2条は事業目的を定めたものとされているが、実際には当社の事業内容の羅列となっているため、事業目的として加えることを提案する。

当社は2021年2月「ゼロカーボンビジョン2050」で、事業活動に伴うCO₂排出を2050年までに全体としてゼロとする目標を定めた。しかし、その内容には原発の「最大限活用」が盛り込まれている。原発事故時の賠償や、訴訟のリスクが、将来も経営リスクとなる。また、原発のリスク・コストは、気候変動と同様、社会に不公正をもたらしている。例えば、事故等による損失を被るのは原発による受益者だけでなく、将来世代にも重い負担となる。事故賠償費用の積み立て不足分、廃炉に伴う費用等が、託送料金で回収されており、原発事業者の電力を購入していない需要家にまで負担を強いている。脱原発は、このような不公正への関与をなくし、当社の信頼回復と事業に予見性をもたらすことにも繋がる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（33頁）に記載のとおり、「ゼロカーボンビジョン2050」に基づき、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出を2050年までに全体としてゼロとします。さらに、お客さまや社会のゼロカーボン化に向けて、関西電力グループのリソースを結集して取り組んでまいります。

また、当社は、2050年のゼロカーボン社会の実現には、再生可能エネルギーの最大限導入とともに、確立した脱炭素技術である原子力発電の活用が不可欠であると考えており、原子力発電について安全確保を大前提に引き続き活用するとともに、エネルギー自給率向上による安定供給や経済性を同時に達成できる電源の最適な組合せの実現を目指してまいります。

第4号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第3章 株主総会」第19条を以下のとおり変更する。

第19条 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載し一般に広く開示する。

▼提案の理由

2019年に発覚した不正な金品授受などを受けて、投資家や社会の目が厳しくなっており、外部の視点を排除してきた企業体質の改善が求められる。そこで、株主総会の審議内容を公開することを提案する。総会において株主が発言した内容を議事録で確認できることは、討議を進展させる上での基本的な条件である。株主が総会で発言した内容が、取締役に正しく伝わっているのかどうかを議事録より確認できることも重要である。ところが、現在作成されている議事録は総会での発言を要約したものであり、株主の質問にどう答えたか具体的にない。そのため議事録の改善を求める。

また、開示の方法は、株主が株主権行使の手続きをして議事録を入手する事が出来るが、その手続きは煩雑であり、株主でない市民には入手することができない。総会内容は当社の株主と市民に対しても開示する必要がある。これは当社への信頼を回復する事にも繋がるものである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、法令に従い、議事の経過の要領およびその結果を記載した株主総会議事録を適正に作成し、備え置いております。

第5号議案 定款一部変更の件 (3)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 C S Rに基づく事業運営

第40条 本会社の社会的責任を果たすための対話の基礎として、情報開示を進める。利害関係者の関心・意見を把握し、対話の質を評価・改善するしくみをつくる。

▼提案の理由

情報開示は対話の基礎である。当社への不信を解消していくためには、日常の対話、情報開示が重要である。当社は、「関西電力グループ行動憲章」を定め、情報発信、直接対話などに取り組むとしているが、更なる情報の開示や納得のできる説明が求められる。

今年1月の卸電力市場のスポット価格が30倍に高騰した。L N Gが不足したと言われているが、L N Gの備蓄量等に関わる情報は公開されておらず、市場を寡占している企業による価格操作が疑われている。

また、最高意思決定機関である株主総会で役員の不誠実な答弁が繰り返されており、対話が成立していない。当社は、株主総会以外での直接対話も忌避しており、対話の実施状況も公表していない。

役員は、法的要求を満たしているから問題ない旨の答弁をしてきたが、市民・株主はまず対話の実現を求めている。そのため、利害関係者の関心・意見を把握して対話の質を高めるしくみの導入を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、本年3月に策定した「関西電力グループ行動憲章」において、「適正な情報開示・管理と対話」を定め、記者発表等を通じた積極的な情報発信や、ホームページ・SNS等を通じた社会のみなさまとのコミュニケーションにより、社会に対する説明責任を誠実に果たし、「透明性の高い開かれた事業活動」の実現に努めております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第6号議案 定款一部変更の件 (4)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 C S Rに基づく事業運営

第41条 本会社の社会的責任を果たすための技術的・組織的基礎として、災害等に対して頑健な設備・事業体制づくり、人材の育成・定着と技術の開発・継承を進める。

▼提案の理由

当社では長年に亘り原発重点の設備投入が行われ送配電部門への投資が抑えられてきた。設備投資の不適切な進め方が当社の競争力の基盤を損ねる。当社の技術的な基礎力も損なわれれば、自由化市場での競争はより困難になる。

更に協力会社の工事力が低下しており、災害対応や突発的な工事への敏速な対応が困難になる。設備を支えるのは人であるが、若年者の退職など、人材の喪失が懸念される。

長年に亘る役員による金品授受や自己利益の追求など、経営の私物化が行われてきた。モラルを欠き、規範となる資格のない役員による指示・指導が従業員のやりがい著しく低下させている。高齢労働者の活用推進をしながら、待遇は不平等である。人は減るも仕事量は変わらない。精神疾患の件数は減らず、障害者にも差別的待遇が残っている。このような状況が改善されなければ、優秀な人材を失い、業務遂行・サービスに支障をきたし社会の信頼を得ることも困難になる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、これまでも設備の保全に万全を期し、安全・安定供給を全うするための設備・体制の構築に取り組んでまいりましたが、高経年化設備の計画的な改修や、平時における関係者間の連携強化も含めた大規模自然災害への対応等、より強靱な設備・体制を構築するよう取組みを進めてまいります。

また、従業員と経営層との間でのコミュニケーションを深めるなど、従業員一人ひとりの意欲・やりがいに配慮しつつ、将来にわたる確実な業務遂行や技術・技能の継承・向上を図るため、グループ全体で人材育成を進めるとともに、働き方改革・健康経営を推進するなど、人材基盤の強化を進めております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第7号議案 定款一部変更の件 (5)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 C S Rに基づく事業運営

第42条 本会社の社会的責任を果たすため、国内外の石炭火力発電関連の事業から撤退する。石炭火力発電所の廃止を進め、新たに計画・建設・稼働せず、他社からの石炭火力による電力調達を避ける。

▼提案の理由

気候危機の克服が世界及び日本の喫緊の課題となっている、2050年には温室効果ガス排出ゼロを達成しなければ人類の存続すら危ぶまれている。

そのために、2030年に向けた削減の取組みが重要となっている。保険・金融業界はもとより商社も石炭火力発電を経営のリスクとし、投資撤退の流れがいよいよ大きくなってきている。石炭火力は、CO₂排出原単位が大きく、S P M、重金属などによる大気汚染が問題視されている。地域社会への影響が大きいため、継続的に訴訟リスクを伴う。

そのような中、当社はグループ全体で国内外の石炭火力発電所を建設し、石炭火力由来の電気を購入し続けている。世界が目指すSDGs（持続可能な開発目標）の気候変動対策の精神から大きく逸脱しているといわざるを得ない。このことは台風の大型化や集中豪雨を招き、当社の電力設備と経営を大きなリスクにさらすとともに市民の生活や生命さらには経済活動を損ねるものである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（33頁）に記載のとおり、火力のゼロカーボン化に取り組んでまいります。国内外の石炭火力については、「ゼロカーボンビジョン2050」において、当該国の政策に適合しかつゼロカーボン化に貢献できる設備を除き、今後新規計画を行わないこととしております。

また、既設石炭火力については、国の政策動向を踏まえて、適切に対応していくとともに、ゼロカーボン化に向け、ゼロカーボン燃料の活用やCCUS技術（排ガスからCO₂を回収し、有効利用または地中等に貯留する技術）の導入など様々な検討を進めてまいります。

〈株主(123名)からのご提案(第8号議案から第14号議案まで)〉

第8号議案から第14号議案までは、株主(123名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(123名)の議決権の数は、1,060個であります。

第8号議案 剰余金処分の件

▼提案の内容

当期末における剰余金の配当について、会社側提案より1株あたり1円多くする。

▼提案の理由

当社取締役の業績連動報酬と株式報酬をやめること、そして過去の業績連動報酬と株式報酬を全て返還し、株主の配当に回すことを提案する。

当社は、取締役報酬の隠れ補填をしている間に、業績連動報酬制度や株式報酬制度を新しく作った。高浜町元助役からの不正マネーの受領が発覚して、隠れ報酬補填も明らかになり、会社に多額の損失を与えた昨年も、取締役はこれらの報酬をもらっていた。

以前、取締役の賞与は、剰余金処分案として会社から提示され、株主総会の決議をもって決められていた。福島原発事故後、赤字決算が続いた時には当然取締役賞与はなかった。2度の大幅な電気代の値上げでようやく黒字決算になった翌年の2017年、業績連動報酬制度を作り、2018年には株式報酬制度を作った。その裏で2016年から取締役報酬を隠れて補填していた。多額の不正マネーを受け取る一方、自分達の報酬を増やすことを進めてきた。到底許されることではない。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は関西電力グループとして企業価値の向上を図り、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に配分することを基本とし、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的に配当を実施することを株主還元方針としております。この方針に基づき、剰余金の配当につきましては、2020年度の業績および2021年度以降の収支状況や、財務体質の改善状況など、経営環境を総合的に勘案し、第1号議案として提案しております剰余金の処分案が最適であると考えております。当社としては、中期経営計画に掲げる取組みにより、継続的に企業価値を増大させ、株主のみなさまのご期待にお応えしてまいります。

第9号議案 取締役解任の件

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 森本 孝

▼提案の理由

当社は「2020年末までに福井県外に使用済燃料中間貯蔵施設立地候補地を公表する」という福井県との約束を果たせなかった。2018年末までとの約束を延長したにもかかわらずである。1998年には「2000年までに候補地を決定する」と約して、燃料プール増強の同意を得た過去もある。

森本社長は、1月29日に「現時点では未定」としながら、2月12日には福井県知事に対し「2023年末を最終期限として確定させる」と表明。むつ市の施設を電力各社で共同利用する案を選択肢の一つとして提示した。これは2017年岩根社長(当時)が「当該地元の関係者と協議し、了解をもらった上で公表する」としたことに反する。むつ市は「共用化が選択肢となることはあり得ない」と反発している。

森本社長は、実現不能の案を提示し、「決められない場合は3原発を止める」と言明。度重なる約束違反で、当社の利益を大きく損なった。森本社長の解任を求める。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

解任の対象とされている取締役は、新たなガバナンス体制の構築に向けた指名委員会等設置会社への移行や、業務改善計画に掲げた全ての項目の実行などに、グループの総力を結集して取り組んでまいりました。加えて、新しい関西電力グループを創生し、持続的に成長していくための指針として、新たな経営理念を策定するとともに、足元5カ年の実行計画として、「関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）」を策定し、安全・安定運転を大前提とした原子力7基体制の確立や原子燃料サイクルの確実な推進を含む経営全般にわたる諸課題に全力を傾注して取り組み、取締役として忠実にその職務を遂行しております。

したがって、解任を求められる事由はありません。

第10号議案 定款一部変更の件 (1)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第9章 報酬の個別開示と業務内容の検証

第43条 取締役、指名委員、報酬委員、監査委員、執行役の報酬を個別開示する。開示の方法は株主総会招集通知、又はコーポレートガバナンス報告書にて掲載する。

2 各執行役は業務執行の状況を定時株主総会において報告する。

▼提案の理由

当社は昨年より指名委員会等設置会社へと移行した。指名委員会は取締役の選任解任を検討し、報酬委員会は取締役や執行役の報酬を決定する。監査委員会は取締役や執行役の監査を行う。それぞれが独立し取締役と執行役の業務遂行を監督するシステムだが、それらの委員を選任するのは取締役会である。つまり取締役を評価する者を取締役自らが選ぶ、しかも社外取締役が三つの委員会のいずれかの委員に選任されている。これではお手盛りを防げないし、会社の透明性が保たれない。

当社幹部はこれまで長年に渡り高浜町元助役らから金品を受け取っていた。問題発覚まで株主総会で何事もなかったような対応をしていた。原発立地の地元の一部の者が懐を肥やし、幹部がバックマージンを受け取る不正マネーサイクルを断ち切らなければならない。そのために会社方針を決定する取締役、業務を執行する執行役、それらを監督する三つの委員会委員の報酬個別開示を求める。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、役員報酬の開示に積極的に取り組んでおり、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（33頁）に記載のとおり対応することが適切と考えております。

また、業務執行の状況は、事業報告に記載しております。

第11号議案 定款一部変更の件 (2)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第10章 再処理禁止

第44条 当社は危険でコストも高い再処理をしない。

▼提案の理由

青森県六ヶ所村の再処理工場は、1993年に着工し、1997年完工予定だったが、25回目の延期で2022年に延びた。当初の建設費7800億円は3倍の2兆2200億円となり、総事業費は14兆円になった。

日本原燃の増田社長は、2019年2月、原子力規制委員会との意見交換で、保安規定違反のトラブルが続いたことについて「当社社員が現場の作業の目的を理解して、作業を管理できるようにする」と発言。

多くの機器について「機器がどこにあるかも分かっていない、点検がきちんとできていない、把握もできていない（中略）今は機器の全数を押さえることはできるようになった」と認めた。

長期間停止のリスクについては「運転経験者が減少した。（中略）腐食、閉塞、沈殿だとか、起動時の不具合が発生する可能性がある」とした。

こんな日本原燃に再処理工場を動かす資格はない。核燃料サイクル計画は破綻している。再処理からの撤退を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルについては、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、重要と考えており、国のエネルギー基本計画に基づき、引き続き推進してまいります。

また、日本原燃は、発生したトラブルに対する原子力規制委員会からの指摘事項等を真摯に受け止め、原因究明と再発防止を徹底するとともに、長期間の停止に伴い想定されるリスクに対し、教育訓練による運転員の技術力維持に加え、適切な点検・保守による設備保全を実施しているものと認識しております。当社としても引き続き、それらの取組みを支援してまいります。

第12号議案 定款一部変更の件 (3)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第11章 原発事故時避難計画実効性検証委員会

第45条 原発事故の際、住民の安全な避難が本当に可能なのかを客観的に検証することを目的とした原発事故時避難計画実効性検証委員会を設置する。委員は立地自治体及び隣接自治体の住民、当社や原発利権と利害関係のない有識者などで構成する。この検証委員会の上承がなければ、原発を稼働しない。

▼提案の理由

新規制基準への適合と、避難計画の策定は原発稼働を可能にする2本柱だ。原発事故時の避難計画には、原発立地自治体の住民の60%以上がその実効性に疑問との報道もある。現在の避難計画の課題としては、

- 1 P A Z（原発から5 k m圏内）で避難指示が出るのは全面緊急事態になってから。U P Z（30 k m圏内）では放射線レベルが上がってから。
 - 2 避難経路が大雪や土砂災害などで通行不能になる可能性大。
 - 3 避難時の車の渋滞、道路や設備状況の悪化などで長時間放射線に曝される可能性大。
 - 4 避難時の集合場所や中継所での放射線防護の難しさ。スクリーニング用の建屋や水の確保、汚染水の排水処理に課題。
 - 5 バス避難想定だが、運転手の確保が困難。
 - 6 災害弱者と呼ばれる避難行動の困難な住民への配慮。
 - 7 コロナ禍での、3密を避けての受け入れ。
- などがあり、立地及び隣接地住民代表も含めた避難計画実効性検証委員会を立ち上げるべきだ。

○**取締役会の意見**：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（33頁）に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

避難計画については、国、自治体、原子力事業者が相互に連携、協力し、国および自治体が、新型コロナウイルス感染対策を含め、避難先、避難手段、避難経路の確保等、必要な対策を定めているものと承知しています。

当社は、避難時における移動手段や放射線防護資機材の支援、自治体主催の訓練への要員の派遣、感染症対策資機材の貸与等、国および自治体に対し必要な協力を行い、災害時の更なる対応能力の向上に取り組んでおります。したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第13号議案 定款一部変更の件（4）

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第12章 取締役会決定検証委員会

第46条 2019年に発覚した「金品受領」問題を受けて、取締役会の決定について、その妥当性を検証、評価する第三者機関を設置する。

- 1 2010年から2019年にかけて「金品受領」問題を起こした当事者が出席していた取締役会の決定が妥当であったかどうかを検証する。
- 2 「金品受領」問題をきっかけに発覚した高浜原子力発電所立地に関わる土地取引など、不正が疑われる過去の取引について調査検証する。
- 3 運転開始から40年を超えた原発の運転決定、日本原子力発電や北陸電力との買電契約、日本原燃との出資契約など、これまで取締役会が承認してきた案件について妥当性を検証する。

▼提案の理由

運転開始から40年を超える原発には、日本原電を除く他社電力会社は安全対策工事への対応、費用対効果などを考え、廃炉を決断した。当社も大飯1、2号、美浜1、2号を廃炉にすることを決定したが、高浜1、2号、美浜3号は再稼働申請を決定した。これらを決定した取締役会には「金品受領」問題で当社が提訴している役員が含まれる。40年を超える原発の運転申請を決定した過程で、取締役会において、費用対効果、安全上の問題、訴訟リスクを含め十分な検討がおこなわれたのか大きな疑念がある。また、当社は日本原電へ、電力供給をうけないまま電力料金として年間約200億円の支出をしている。対価のない支払いを10年間継続していることになる。総額は原発廃炉費用を超える金額となっている。これらの問題について「金品受領」をしていた役員が影響していないのか、不正が疑われる過去の取引問題など、第三者委員会を設置し検証する必要がある。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、金品受取り問題に関して、中立・公正な社外委員のみで構成される第三者委員会の客観的かつ徹底的な調査を受けるとともに、コンプライアンス委員会の指導・助言・監督のもと、業務改善計画に掲げた、コンプライアンスや発注・契約、経営管理体制等に係る諸施策を確実に実行してまいりました。また、原子力事業に係る重要課題等については、これまで、取締役会において、都度適切に審議・決定してまいりました。

なお、昨年6月に、取締役会の監督機能を強化するため、執行と監督を明確に分離した指名委員会等設置会社に移行し、取締役会の議長を社外取締役としたうえで、取締役会構成員の過半数は社外取締役とするとともに、取締役会の実効性評価を行い、評価結果に基づき、監督機能の改善と一層の発揮を図っております。「指名委員会」と「報酬委員会」は社外取締役のみで、「監査委員会」についても主に社外取締役で構成し、これら法定3委員会の委員長はいずれも社外取締役としております。また、外部の客観的な視点を重視したコンプライアンス体制を再構築するため、「コンプライアンス委員会」は、委員長を社外委員とし、過半数を社外委員で構成しております。

今後とも、原子力事業を含む重要課題等については、これらの機関による監督のもとで適切に審議・決定してまいります。

第14号議案 定款一部変更の件 (5)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第13章 脱原発ゼロカーボン推進委員会

第47条 当社は原子力発電に頼ることなく、2050年ゼロカーボンの目標を達成するため、脱原発ゼロカーボン推進委員会を設置する。

▼提案の理由

関西電力の経営陣が原発を維持することに執着しているため、会社は多くの難問難題を抱え、結果、株主にとって非常に不利な状況にある。原発不正マネースキャンダル、大飯、高浜、美浜発電所に対する数多くの訴訟、期限切れによる原発停止、老朽原発の維持による多額の投資等、問題は山積し、ますます悪化する傾向にある。どこかの原発でトラブルがあれば、他号機も止めざるを得ない原発は、「出力安定」には程遠い。2月26日に策定・公表された「ゼロカーボンビジョン2050」は、原発を維持することで目標達成を困難にしている。このまま原発依存の経営方針を続けるなら、ゼロカーボンも原発稼働のための手段になってしまう。真のゼロカーボンを実現するためには時代遅れの体制と決別し、原発依存という後向きな経営から脱却し、徹底的に改革を進める必要がある。株主に対して、会社の将来を切り拓く覚悟を真剣に表明してほしい。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（33頁）に記載のとおり、2050年のゼロカーボン社会の実現には、確立した脱炭素技術である原子力発電の活用は不可欠であると考えており、原子力発電について安全確保を大前提に引き続き活用するとともに、エネルギー自給率向上による安定供給や経済性を同時に達成できる電源の最適な組合せの実現を目指してまいります。

なお、当社は、2021年4月に設置した「ゼロカーボン委員会」において、「ゼロカーボンビジョン2050」の実現に向けたロードマップを策定し、取組みを推進していくこととしております。

〈株主(2名)からのご提案(第15号議案から第17号議案まで)〉

第15号議案から第17号議案までは、株主(2名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(2名)の議決権の数は、724,793個であります。

第15号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

(経営の透明性の確保)

第5条の2 当社は、社会との信頼関係を築くために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示し、需要家をはじめとした社会の信頼及び経営の透明性を確保する。

▼提案の理由

電気事業は、重要な社会基盤であり、高い公益性・公共性を有することから、電力会社は社会との信頼関係を築いた上で事業を進めていかなければならない。したがって、需要家をはじめとした社会の信頼と経営の透明性を確保するために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示する必要がある。

役員等による福井県高浜町元助役からの金品等受領問題では、十分な情報開示がなされなかったことにより、需要家の信用失墜を招いたことから、今後は、定款において、需要家の信頼と経営の透明性を確保するために必要な情報を、原則全て開示することを明確にし、説明責任を果たすべきである。

さらに政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付その他の不正な金品の授受は一切行わないとともに、あわせて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、金品受取り問題等を踏まえて、本年3月に新たな経営理念を策定しました。また、この経営理念のもと、グループの役員、従業員が、具体的にどのように行動すべきかを示し、私たちの事業活動の指針となる「関西電力グループ行動憲章」も策定しました。グループの全役員が、本憲章の実践が自らの役割であると認識して率先垂範し、グループ全体に浸透させてまいります。

本憲章では、「適時的確な情報公開・発信や、社会のみなさまとのコミュニケーションを一層推進し、社会に対する説明責任を誠実に果たすことを通じて、透明性の高い開かれた事業活動を行う」ことを掲げており、社外取締役や社外委員等の外部の客観的な視点による指導監督のもと、適切な情報開示を行ってまいります。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第16号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第14章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(代替電源の確保)

第48条 当社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーの飛躍的な導入による自立分散型電源や同エネルギーから製造する水素の活用など、多様なエネルギーを導入し、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

▼提案の理由

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外のＩＰＰ・コジェネ買取を含むＭ＆Ａの強化等により供給力確保に最大限努めるとともに、再生可能エネルギーや同エネルギーから製造する水素の飛躍的な導入など多様なエネルギーの導入を図るべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（33頁）に記載のとおり、原子力発電について安全確保を大前提に引き続き活用するとともに、エネルギー自給率向上による安定供給や経済性を同時に達成できる電源の最適な組合せの実現を目指してまいります。

また、非化石エネルギーを活用したゼロカーボン水素の製造・輸送・供給、発電用燃料としての使用に挑戦してまいります。

第17号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第14章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新 (事業形態の革新)

第49条 当社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図るため、必要な法制度の整備を国に要請し、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

▼提案の理由

脱原発の推進には、自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配電部門の所有分離を速やかに進めるべきである。

関西電力も、改正電気事業法の要請に応じるために、送配電事業については100%出資の子会社である関西電力送配電株式会社へ法的分離を行っているが、所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、さらなる事業形態の革新に取り組み、近年深刻化する災害等にも対応した送配電事業の実施と、競争的な市場環境の実現を図るべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

送配電事業の法的分離を含む改正電気事業法に基づく電力システム改革は、真にお客さまの利益につながる最適な電力システムの実現を目指しているものと認識しております。

この最適な電力システムの実現のためには、Ｓ（安全確保）を大前提とした、３Ｅ（エネルギーセキュリティの確保、経済性および地球環境問題への対応）の同時達成が不可欠であり、当社は、発電事業において、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（33頁）に記載のとおり、エネルギー自給率向上による安定供給や経済性を同時に達成できる電源の最適な組合せの実現を目指します。

また、送配電事業においても、これらの取組みを支えるために、最適な電力系統の実現を目指してまいります。加えて、中立性確保に係る行為規制を確実に遵守することにより、中立的な系統運用の実現は可能であり、当社は、その確実な遵守のための体制を整え、適切に対応しております。

当社は、発電部門または送配電部門の売却等は行わず、引き続き、バランスの取れた事業ポートフォリオを構築することでグループ全体の企業価値の最大化に努めてまいります。

〈株主(1名)からのご提案(第18号議案から第24号議案まで)〉

第18号議案から第24号議案までは、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、682,868個であります。

第18号議案 定款一部変更の件(1)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第14章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(脱原発と安全性の確保)

第50条 本会社は、次の各号の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しない。

- (1) 論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
 - (2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
 - (3) 使用済み核燃料の最終処分方法の確立
- 2 本会社は、脱原発社会の構築に貢献するため、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。
- 3 前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとともに、電力需要を厳密に予測し、真に需要が供給を上回ることが確実となる場合においてのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的稼働を検討する。

▼提案の理由

原発に過酷事故が発生すると広範囲に回復不可能な甚大な被害が想定され株主利益を著しく棄損するだけでなく将来に過大な負担を残す恐れがあるため、今後、国民的議論を経て脱原発に向けた方針を確立すべきである。使用済核燃料の中間貯蔵施設の候補地が未だ決まらない厳しい状況を真摯に受け止め、関電は脱原発に向け速やかに原発を廃止すべきであり、供給計画も原発が稼働しない前提で定めるべきである。

電力需要抑制の取組みを強化し代替電源の確保に努めた上で必要最低限の範囲で原発を稼働させる場合も、万全の安全対策や有限責任の損害賠償制度、使用済核燃料の最終処分方法の確立等極めて厳格な稼働条件を設定すべきである。

また、関電は国民の不安を払拭するためにも、国に対して原発再稼働判断と実効性ある避難計画の策定等安全確保に係る責任体制の明確化を求めるとともに本提案を実行し十分な説明責任を果たすべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」(33頁)に記載のとおり、原子力発電については、安全確保を大前提に、引き続き活用してまいります。

原子力発電所の事故による賠償については、原子力損害賠償法および原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等に基づいて、事業者間の相互扶助や国の支援が可能となる仕組みが導入されております。

使用済燃料から発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国のエネルギー基本計画において、国が前面に立って取り組むという方針が示されております。これまでも、国において処分地選定に向けた検討が進められており、科学的特性マップが提示された2017年度以降、全国各地で対話活動が進められ、2020年度から北海道の2町村で文献調査が開始されております。当社としても、国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構と連携してまいります。

第19号議案 定款一部変更の件 (2)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第14章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新 (安全文化の醸成)

第51条 本会社は、原子力発電に関する安全の確保について、日常的に個々の社員が真剣に考え、活発に議論することを通じて、その質をより高め続けることのできる職場風土の醸成を図る。

▼提案の理由

原子力発電に関する安全確保の最終的な要素は、職員一人一人が安全性について常に自ら問い、疑問を公式、非公式に拘わらずどのような場でも臆せず議論できる健全な職場環境であるが、こうした職場環境を醸成することは経営者の責任であることから、こうした内容を定款に規定することにより、経営者の努力義務を明らかにすべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、2004年8月の美浜発電所3号機事故をはじめとする事故・災害の教訓を踏まえて、安全は全ての事業活動の根幹であるとともに、社会から信頼を賜わる源であると考え、経営の最優先課題として掲げ、一人ひとりがそれぞれの職場において安全最優先の行動を徹底し、安全文化の醸成に取り組んでおります。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得た教訓を踏まえ、原子力安全に係る理念を明文化するとともに、本年3月に策定した新たな経営理念でも安全を守り抜くことを掲げており、これらをもとに原子力安全に関する取組みを実践し、安全文化の発展に努めております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第20号議案 定款一部変更の件 (3)

▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。
(再就職受入の禁止)

第5条の3 取締役、執行役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。

▼提案の理由

電気事業は、重要な社会基盤であり、高い公益性・公共性を有することから、電力会社は社会との信頼関係を築いた上で事業を進めていくことが必要であり、取締役、執行役のみならず従業員等についても、国等の公務員の再就職受入や顧問等その他の名目での報酬支払いは行わないこととすべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、経営環境や経営課題等から、当社の経営を担うにふさわしい取締役候補者を決定し、株主総会にてご承認いただいております。また、従業員等についても、高度な専門性や知見が必要とされる分野において、求められる要件を個別具体的に設定したうえで、その要件を満たす人材を募集し、厳正なる選考のうえ、採用しております。

第21号議案 定款一部変更の件 (4)

▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。
(嘱託報酬等の開示)

第5条の4 取締役及び執行役退任後の嘱託報酬契約等の有無、報酬額に関する情報は個別に開示する。

▼提案の理由

関西電力は、退任した取締役に対して、株主に開示することなく取締役在任時の報酬カット分を嘱託報酬として補てんしていたことが、明らかになった。

過去の補てん報酬は全額返還されたが、今後は、元経営陣への不透明な退任後の報酬の支払いを防止し、株主への説明責任を果たすために、取締役及び執行役退任後の嘱託報酬契約等に関する情報を個別に開示すべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

顧問の委嘱については、コーポレートガバナンス報告書において、制度の概要ならびに就任者の氏名、業務内容、勤務形態および報酬の有無等に加え、個人別報酬についても開示してまいります。なお、2020年度末時点において在籍している顧問は、藤洋作氏および向井利明氏で、それぞれ個別報酬額は、1,200万円/年、120万円/年です。今後も顧問を委嘱する場合は、委嘱の必要性ならびに業務内容および報酬について、指名委員会および報酬委員会ならびに取締役会において厳正に審議し、決定することにより、客観性を確保しております。

したがって、あらためて本提案のような規定を定款に設ける必要はないと考えます。

第22号議案 定款一部変更の件 (5)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」第20条を以下の通り変更する。
(取締役の定員の削減及び過半数の社外取締役の登用)

第20条 本会社の取締役は10名以内とし、その過半数を社外取締役とする。

▼提案の理由

関電が脱原発と安全性確保、発送電分離、再生可能エネルギー等の大規模導入といった事業形態の革新に向けて経営方針を大転換していくため、徹底したコスト削減と経営の機動性向上が必要である。

また、国の責任体制が明確でない中、原発は司法判断により稼働が左右される不安定な電源として大きな経営リスクを孕んでおり、より高度な経営判断が求められる状況であることから、取締役には直面する経営課題に精通した外部人材を積極的に登用すべきである。

さらに役員等による福井県高浜町元助役からの金品等受領問題では、取締役会及び監査役会が十分に機能しないなど、コーポレート・ガバナンスが機能不全に陥ったことから、取締役会の経営監督機能を向上させ、経営の客観性及び透明性を高めるため、取締役のうち社外取締役を過半数とすること等を定款記載事項として恒久化すべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、執行と監督を明確に分離した指名委員会等設置会社であり、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制を構築しております。取締役については、現下の経営課題に対処するために必要かつ適切な体制として、第2号議案として提案させていただいており、社外取締役を過半数とする14名の候補者からなる構成が最適であると考えております。

第23号議案 定款一部変更の件 (6)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

(取締役の報酬の開示)

第30条の2 途中退任者も含めた全ての取締役の報酬に関する情報は個別に開示する。

▼提案の理由

関西電力が、脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、安易な電気料金の値上げに繋がらないよう徹底したコスト削減を図ることはもとより、経営の透明性を一層高めることが必要である。

電気料金に関しては、前回の値下げによっても値上げ前の電気料金には、まだ戻ったとは言えない。

また、令和2年度における本提案は、株主からの提案の中で最も高い4割を超える賛成を得ており、株主のコストに対する意識は高いと思われる。

こうした状況も踏まえて、需要家へのコストに関する説明責任をしっかりと果たすべきであることから、期末時点に限定することなく、途中退任した者も含めた全ての取締役の報酬に関する情報を個別に開示すべきであり、また、定款記載事項として恒久化すべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、役員報酬の開示に積極的に取り組んでおり、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」(33頁)に記載のとおり対応することが適切と考えております。

第24号議案 定款一部変更の件 (7)

▼提案の内容

「第6章 執行役」に以下の条文を追加する。

(執行役の報酬の開示)

第36条の2 途中退任者も含めた全ての執行役の報酬に関する情報は個別に開示する。

▼提案の理由

指名委員会等設置会社への移行に伴って設置された執行役は、業務執行機能が取締役から分離して設置された役職であり、関西電力における業務執行の決定及び業務の執行を行うものである。その権限と責任を鑑みた場合には、取締役に準じた扱いとすべきであり、執行役についても、需要家へのコストに関する説明責任の観点から、取締役の報酬に関する情報と同様に個別に開示すべきであり、また、定款記載事項として恒久化すべきである。加えて、執行役の選任については、不要な組織の肥大化やコスト増加につながることはあってはならず、常に必要最小限のものとするべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、役員報酬の開示に積極的に取り組んでおり、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」(33頁)に記載のとおり対応することが適切と考えております。

〈株主（1名）からのご提案（第25号議案および第26号議案）〉

第25号議案および第26号議案は、株主（1名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、41,925個であります。

第25号議案 定款一部変更の件（1）

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第14章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（脱原発依存と安全性の確保）

第52条 本会社は、再生可能エネルギーを最大限導入するなど原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

2 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行うものとする。

▼提案の理由

金品等受領問題は過去からの原発事業の歪みが招いたとの反省に立ち、リプレースを前提に次世代原子炉の技術検討を進める中期経営計画を見直し、原発に依存しない電力供給体制を実現するための検討へと舵を切る必要がある。そのことで社会課題を積極的に解決し持続的な発展に貢献するべきである。

福島原発事故を踏まえれば、ひとたび大事故が発生すれば市民生活や経済活動への影響は過酷なものとなることは明らかであり、再エネを最大限導入するなど原発に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築していく必要がある。

第1項の電力供給体制が構築されるまでの間において原発を稼働する場合は、既設発電所等の効率的な活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力規制委員会の規制基準を厳格に適用することはもとより、更なる安全性の確保と地域住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行う必要がある。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（33頁）に記載のとおり、再生可能エネルギーの最大限導入、原子力発電の安全確保を大前提とした最大限活用等により、エネルギー自給率向上による安定供給や経済性を同時に達成できる電源の最適な組合せの実現を目指してまいります。

第26号議案 定款一部変更の件 (2)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第15章 脱炭素社会の実現に向けた事業形態の革新 (発電事業の脱炭素化)

第53条 本会社は、脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素を排出する石炭火力発電所の新設及び同発電所の新設を前提とする電力受給契約の締結を行わない。

2 本会社が所有する既設の石炭火力発電所及び電力受給契約を締結する石炭火力発電所については、二酸化炭素回収・貯留・利用の技術が実用化された時点で速やかに同技術を導入し、二酸化炭素を排出しない持続可能な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

3 本会社は、所有する既設の石炭火力発電所をはじめ、発電所から発生する二酸化炭素の総量に係る削減計画を策定し、開示する。

4 本会社は、気候関連財務情報開示タスクフォースの提言に基づくシナリオ分析を踏まえ、中長期的な気候関連のリスクと機会を開示する。

5 本会社は、二酸化炭素の排出削減を推進する経営体制を確保するため、E S G要素に連動する役員報酬を導入する。

▼提案の理由

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、エネルギー供給事業者が担う役割は大きい。

温暖化対策の強化に向け、「ゼロカーボンビジョン2050」を策定するなど、ゼロカーボンエネルギーのリーディングカンパニーとしての姿勢が示されたことを歓迎する。今後、真に2050年カーボンニュートラルを実現するためには、着実に、地球温暖化の防止に向けたパリ協定の1.5℃目標に整合する事業運営を実施していく必要がある。

二酸化炭素を排出する石炭火力発電所を新設しないことだけでなくとどまらず、既設の石炭火力発電所についても、二酸化炭素回収・貯留・利用の技術が実用化された時点で速やかに同技術を導入し、二酸化炭素を排出しない電力供給体制へ転換する必要がある。また、気候変動関連リスクを踏まえ、気候変動に関する財務情報開示を積極的に行うなど、脱炭素を軸とした新しい価値と中長期的な視点を持ち、持続的な成長を果たしていくべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「株主からのご提案全般に対する取締役会の意見」（33頁）に記載のとおり、火力のゼロカーボン化に取り組んでまいります。国内外の石炭火力については、「ゼロカーボンビジョン2050」において、当該国の政策に適合しかつゼロカーボン化に貢献できる設備を除き、今後新規計画を行わないこととしております。

また、既設石炭火力については、国の政策動向を踏まえて、適切に対応していくとともに、ゼロカーボン化に向け、ゼロカーボン燃料の活用やCCUS技術の導入など様々な検討を進めてまいります。

CO₂排出量の削減については、中期経営計画にて、「当社グループの国内発電事業における2025年度のCO₂排出量の2013年度比半減」という目標を掲げ取り組んでおります。

気候関連財務情報開示タスクフォースの提言については、2019年5月に賛同署名を行っており、中長期にわたる気候変動に起因する事業リスク・事業機会を分析し、統合報告書および当社ホームページにおいて積極的に情報開示を行っています。

取締役および執行役の報酬については、社外取締役のみで構成する報酬委員会において決定しており、引き続き他企業の動向等も参考にしながら、E S G要素に連動する役員報酬の導入も含め、議論してまいります。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

2020年度の当社グループは、「関西電力グループ中期経営計画（2019-2021）」に掲げた諸施策に、グループの総力を結集して取り組んでまいりました。

加えて、昨年4月に策定した「関西電力グループ重点取組み（2020）」に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りつつ、暮らしやビジネスに不可欠な電気・ガス・通信等のサービスを安全・安定的にお届けするとともに、金品受取り問題等を踏まえ、お客さまや社会のみなさまから信頼を再び賜わることができるよう、コンプライアンスや発注・契約、経営管理体制について、外部の客観的な視点を重視した変革を進めるなど、業務改善計画に掲げた諸施策を確実に実行してまいりました。

昨年6月には、定時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただき、指名委員会等設置会社に移行いたしました。

また、冬季は、気温の低下が継続したことによる電力需要の増加をはじめ、複数の要因が重なり、電力需給がひっ迫した状況となりましたが、燃料の追加調達等の供給力対策を講じるとともに、電力広域的運営推進機関を通じた応援融通や、お客さまによる電気の効率的な使用へのご協力等により、電力の安全・安定供給を保つことができました。

当年度の連結収支の状況については、収入面では、冬季の電力需給ひっ迫の影響により、送配電事業における託送収益やガス・その他エネルギー事業の売上が増加したものの、競争激化や新型コロナウイルス感染症の影響などを受けて、発電・販売事業において、小売販売電力量の減少により電灯電力料収入が減少したことなどから、売上高（営業収益）は3兆923億円となりました。これに営業外収益を加えた経常収益合計は前年度を922億円下回り、3兆1,437億円となりました。

一方、支出面では、送配電事業における需給調整に伴う費用やガス・その他エネルギー事業における売上増加に伴う費用が増加したものの、徹底した経営効率化に努めたことに加え、発電・販売事業において、原子力利用率は低下したものの、小売販売電力量の減少や為替・燃料価格の変動により火力燃料費が減少したことなどから、経常費用合計は前年度にくらべて345億円減少し、2兆9,899億円となりました。この結果、経常利益は1,538億円となりました。

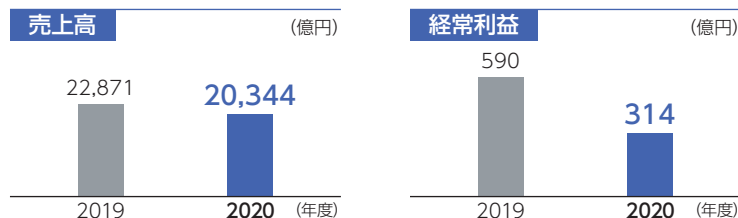
以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,089億円となりました。

当年度の期末配当については、2020年度の業績および2021年度以降の収支状況や、財務体質の改善状況など、経営環境を総合的に勘案し、1株当たり25円といたしたいと存じます。

事業別の状況は次のとおりであります。

a. 総合エネルギー・送配電事業

(a) 発電・販売事業



【業績】

当年度の小売販売電力量は、競争激化や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、1,023億3千万kWhと前年度にくらべて9.4%減少しました。その内訳を見ると、「電灯」については、340億1千万kWhと前年実績を2.3%下回りました。また、「電力」については、683億2千万kWhと前年実績を12.6%下回りました。

売上高については、競争激化や新型コロナウイルス感染症の影響などを受けて、小売販売電力量の減少により電灯電力料収入が減少したことなどから、前年度にくらべて2,526億円減少し、2兆344億円となりました。一方、支出面では、原子力利用率は低下したものの、小売販売電力量の減少や為替・燃料価格の変動に伴い火力燃料費が減少したことなどから、経常費用は減少しました。この結果、経常利益は前年度とくらべて276億円減少し、314億円となりました。

【当年度の取組み】

原子力プラントについては、年度末時点において、高浜発電所3号機、大飯発電所4号機が運転を行っており、高浜発電所4号機、大飯発電所3号機は、定期検査を延長し、運転再開に向け対応しております。また、運転期間延長の認可を受けた高浜発電所1号機、美浜発電所3号機は、昨年9月に安全性向上対策工事が完了し、高浜発電所2号機は、再稼動に向けた工事を引き続き進めております。なお、特定重大事故等対処施設については、高浜発電所3、4号機は、それぞれ昨年12月、本年3月に運用を開始しており、その他の原子力プラントは、早期完成に向け引き続き最大限努力してまいります。

再生可能エネルギーの開発・活用については、かんだ発電所（バイオマス発電）、福島いわきバイオマス発電所および秋田県秋田港・能代港における洋上風力発電事業等の既存プロジェクトを着実に推進いたしました。また、新規プロジェクトにも積極的に取り組んでおり、兵庫県上郡町における太陽光発電事業に参画いたしました。

ご家庭のお客さまへのサービスについては、従来のオール電化住宅向けメニューや電気・ガスのセットメニューに加え、動画配信サービスを組み合わせた新メニュー「with U-NEXTでんき」や、生活の幅広いニーズにお応えする暮らしのプラットフォームサービス「かんでん暮らしモール」の提供を開始いたしました。

また、法人のお客さまへのサービスについては、ゼロカーボン化の実現に向けた支援や太陽光発電・蓄電池設備の設置等、幅広いソリューションサービスを提供いたしました。

さらに、陸・海・空のモビリティや「かんでん総合防災サービス」等、エネルギーに留まらないソリューションサービスを展開しております。

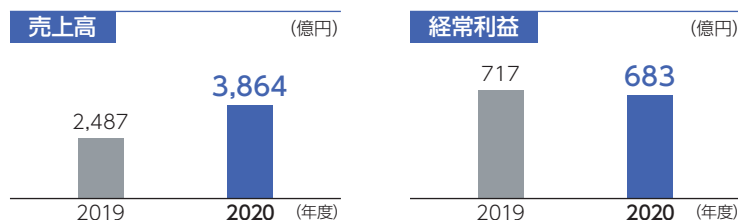


美浜発電所



かんだ発電所（完成予想図）

(b) 送配電事業



【業績】

売上高については、新型コロナウイルス感染症の影響などを受けてエリア需要は減少したものの、冬季の電力需給ひっ迫の影響により、インバランス料金が増加したことなどから、前年度にくらべて1,376億円増加し、3,864億円となりました。一方、支出面では、電力需給ひっ迫時の調整力確保に伴い購入電力料が増加したことに加え、貸倒引当や減価償却費が増加したことなどから、経常費用は増加しました。この結果、経常利益は前年度にくらべて34億円減少し、683億円となりました。

【当年度の取組み】

改正電気事業法の施行に伴い、送配電事業の一層の中立性の確保を図るため、当社から一般送配電事業等を承継した関西電力送配電株式会社が、昨年4月1日に事業を開始いたしました。

同社は、高経年化設備の計画的更新や次世代化を着実に実施しつつ、冬季の電力需給ひっ迫時においても、電力広域的運営推進機関を通じた応援融通や発電機車の活用等により、使命である電力の安全・安定供給に全力を挙げて取り組んでまいりました。

また、電力システム改革への取組みとして、2021年4月の需給調整市場開設に向けた対応、災害時連携計画の策定および分散型グリッドの導入検討等、広域運営による効率化やレジリエンス強化を着実に推進いたしました。

さらに、新規事業の創出に向け、IoTを活用した見守りサービス「OTTADE!」の展開や、「電柱吊宅配ボックスサービス」、「バーチャルパワープラント（VPP）構築」の実証試験等を進めてまいりました。

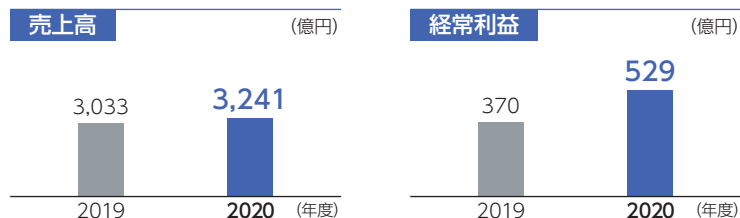


送電線工事の様子



見守りサービス「OTTADE!」

(c) ガス・その他エネルギー事業



【業績】

売上高については、新電力事業において、冬季の電力需給ひっ迫の影響による販売価格の上昇などに伴い販売電力料が増加したことや、ガス事業において、ガス販売量が増加したことなどから、前年度にくらべて208億円増加し、3,241億円となりました。一方、支出面では、新電力事業の売上の増加などに伴い、経常費用は増加しました。この結果、経常利益は前年度にくらべて158億円増加し、529億円となりました。

【当年度の取組み】

ガス事業については、当年度の販売量は157万トンとなり、1年前倒しで目標（2021年度：150万トン）を達成いたしました。特に、家庭用分野においては、多くのお客さまに「関電ガス」をお選びいただくため、2018年2月から当社の電気とガスをセットにした「なっトクパック」の提案活動を展開し、年度末時点での契約件数が145万件となりました。

国際事業については、長期売電契約付き発電事業等の安定収益源の構築を軸に、SDGs・ESGや脱炭素化の世界的な広がりに対応した案件の獲得を進めてまいりました。当年度においては、フィンランド・米国における陸上風力やインドネシアにおけるガス火力発電・運転保守事業に参画いたしました。

また、中核会社の株式会社関電エネルギーソリューションにおいては、ユーティリティサービス事業について、収益の拡大に向け、大型案件の受注推進に加え、中小規模案件の獲得や販売エリアの拡大等による顧客基盤の構築に取り組むとともに、新商材・サービスの開発や業務プロセス改革によるコスト競争力の強化等を実施しております。

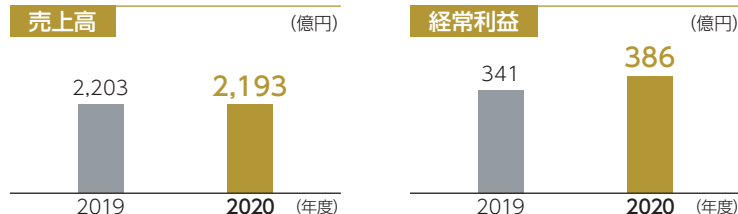


米国 アピエータ陸上風力発電プロジェクト



ユーティリティサービス事業

b. 情報通信事業

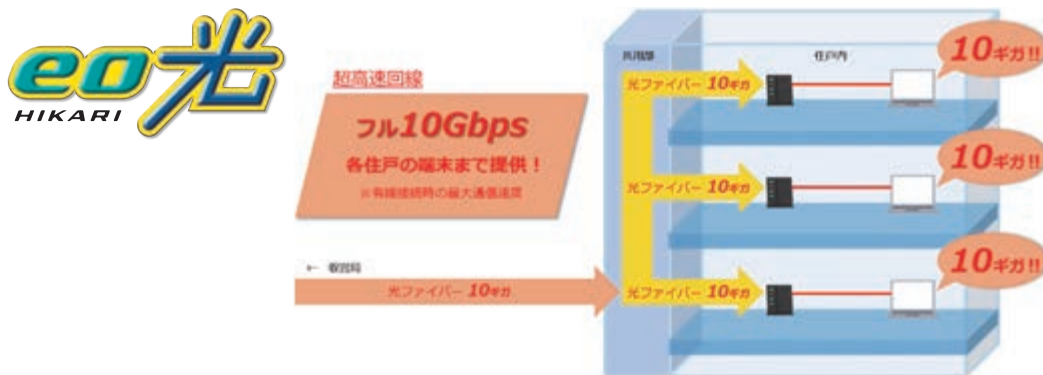


【業績】

売上高については、コンシューマサービスの加入者増加による売上の増加があったものの、前年度において子会社の連結除外を行った影響などから、前年度にくらべて9億円減少し、2,193億円となりました。一方、支出面では、徹底したコスト削減に努めたことや減価償却費が減少したことなどから、経常費用は減少しました。この結果、経常利益は前年度にくらべて45億円増加し、386億円となりました。

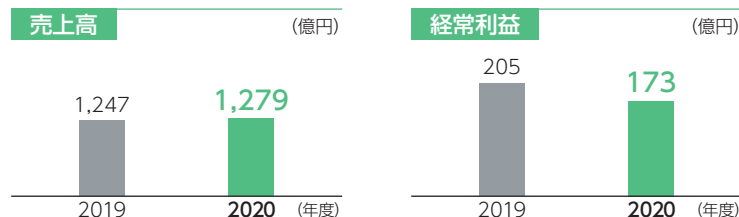
【当年度の取組み】

中核会社の株式会社オプテージにおいては、F T T Hサービスの「e o 光」について、集合住宅向けに、超高速光インターネット10ギガコースの提供を開始いたしました。また、モバイル事業の「mineo」については、5 G通信サービスの提供や新料金プラン「マイピタ」の開始等、お客さまの期待に応えるための取組みを推進いたしました。



e o 光ネットマンションタイプ 光全戸フル10ギガコース

c. 生活・ビジネス ソリューション事業



【業績】

売上高については、ホテル事業において、新型コロナウイルス感染症の影響による稼働率の低下などがあったものの、不動産分野において、住宅事業における売上が増加したことなどから、前年度にくらべて32億円増加し、1,279億円となりました。一方、支出面では、住宅事業における販売コストや開発コストの増加に伴い、経常費用は増加しました。この結果、経常利益は前年度にくらべて32億円減少し、173億円となりました。

【当年度の取組み】

安心・快適・便利な生活やビジネスを実現する様々な事業を展開いたしました。特に、中核会社の関電不動産開発株式会社においては、不動産事業について、フラッグシップとなる物件への投資を行っており、大規模プロジェクトである「(仮称)うめきた2期地区開発事業」や、「虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業 業務棟」が始動いたしました。また、海外においても、住宅開発・賃貸事業を展開しており、2017年度の初進出以降、米国・豪州・東南アジアで、計18案件に参画いたしました。



(仮称) うめきた2期地区開発事業
2020年12月時点のイメージパースであり、今後変更となる可能性があります。(提供：うめきた2期地区開発事業者)



虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業 業務棟
2020年10月時点のイメージパースであり、今後変更となる可能性があります。(提供：T-2Project保留床取得事業者)

(2) 対処すべき課題

当社グループは、本年3月、厳しい経営状況や急激に変化する事業環境に的確に対応するため、5カ年の実行計画として、「関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）」を策定しました。

この計画では、ガバナンス確立とコンプライアンス推進を事業運営の大前提と位置付けるとともに、次の3つの取組みの柱を掲げております。これらを実行することで、当社グループの一大改革「Kanden Transformation（KX）」を成し遂げてまいります。

①ゼロカーボンへの挑戦（EX: Energy Transformation）

脱炭素化の潮流が世界規模で加速し、持続可能な社会の実現への貢献が期待されるなか、関西電力グループ「ゼロカーボンビジョン2050」の実現に向けた取組みを推進します。

②サービス・プロバイダーへの転換（VX: Value Transformation）

従来の大規模アセット中心のビジネスに留まらず、徹底してお客さま視点に立ち、ニーズや課題と向き合うことで、お客さまに新たな価値を提供し続ける企業グループに生まれ変わります。

③強靱な企業体質への改革（BX: Business Transformation）

コスト構造改革やイノベーション、デジタル化、そして働き方改革を加速します。

2021年度から2023年度にかけて収支の悪化を見込むなか、事業構造改革を完遂するとともに、将来の成長に向けた投資を行い、2025年度には、当社グループを成長軌道にのせ、次なる飛躍に挑んでまいります。

当社グループは、こうした取組みを通じ、株主のみなさまのご期待にお応えできるよう全力を尽くしてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜われますようお願い申し上げます。

(ご参考)

関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）

■ 関西電力グループの目指す姿

エネルギー、送配電、情報通信、生活・ビジネスソリューションを、改めて中核事業に据えその周辺に、その重なり合うところに、新たな価値を創出し続けます
こうした取組みにより、様々な社会インフラ・サービスを提供するプラットフォームの担い手となり、お客さまと社会のお役に立ち続け、持続可能な社会の実現に貢献することを目指します

■ 目指す姿の実現に向けた取組みの柱

事業運営の 大前提

ガバナンス確立とコンプライアンス推進

金品受取り問題等の反省に立ち、信頼回復に全力を尽くします

取組みの柱

KX : *Kanden Transformation*

① ゼロカーボンへの挑戦
EX : *Energy Transformation*

脱炭素化の潮流が世界規模で加速し、持続可能な社会の実現への貢献が期待されるなか、関西電力グループ「ゼロカーボンビジョン2050」の実現に向けた取組みを推進します

② サービス・プロバイダー
への転換
VX : *Value Transformation*

従来の大規模アセット中心のビジネスに留まらず、徹底してお客さま視点に立ち、ニーズや課題と向き合うことで、お客さまに新たな価値を提供し続ける企業グループに生まれ変わります

③ 強靱な企業体質への改革
BX : *Business Transformation*

コスト構造改革やイノベーション、デジタル化、そして働き方改革を加速します

■ 財務目標

	2021-2023年度	2025年度
経常利益	3ヵ年平均 1,000億円 以上	2,500億円 以上
F C F	3ヵ年平均 ▲500億円 未満	2,000億円 以上
	2021-2025年度合計で黒字化	
自己資本比率	20% 以上	23% 以上
ROA（※）	3ヵ年平均 1.5% 以上	3.5% 以上

（※）ROA〔総資産事業利益率〕＝事業利益〔経常利益＋支払利息〕÷総資産〔期首・期末平均〕

(ご参考)

ゼロカーボンビジョン2050

2050年に
向けた宣言

関西電力グループは、持続可能な社会の実現に向け、『**ゼロカーボンエネルギーのリーディングカンパニー**』として安全確保を前提に、安定供給を果たすべくエネルギー自給率向上に努めるとともに、地球温暖化を防止するため**発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出を2050年までに全体としてゼロ**といたします。

さらに、**お客さまや社会のゼロカーボン化**に向けて関西電力グループのリソースを結集して取り組みます。取り組みを進める上では、お客さまや、ビジネスパートナー、国や自治体、研究機関等と積極的に連携いたします。

1

デマンドサイドの
ゼロカーボン化

ゼロカーボンソリューションプロバイダーとして、全ての部門(家庭・業務・産業・運輸)において、**お客さまのゼロカーボン化を実現する最適なソリューションを提案・提供**します。

- ゼロカーボン電気メニューのラインナップ充実
- 分散型再エネと蓄電池を組み合わせたシステム提案
- 全部門におけるエネルギー消費機器の電化推進(ヒートポンプ技術活用等)
- 熱需要への対応などを必要とされるお客さまへの水素等の利活用推進 等



2

サプライサイドの
ゼロカーボン化

安全確保を前提に、**全ての電気をゼロカーボン化し、エネルギー自給率向上による安定供給や経済性を同時に達成できる、電源の最適な組合せの実現を目指**します。

- 国内外での洋上風力をはじめとした再エネの最大限導入
- 安全最優先を前提とした原子力の稼働率の改善に向けた運用の高度化、および次世代軽水炉、高温ガス炉やSMR^{*1}等を視野に入れた新增設・リプレースの実現
- 火力のゼロカーボン燃料(水素・アンモニア等)を使用した発電への移行、CCUS技術^{*2}の適用 等

※1. SMR: 小型モジュール炉

※2. CCUS: 火力発電等の排ガスからCO₂を回収し、有効利用または地中に貯留する技術

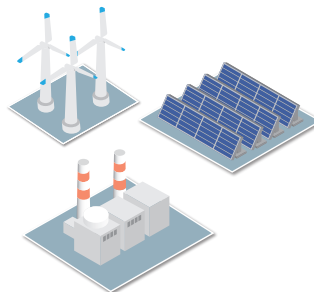


3

水素社会への
挑戦

水素社会の実現に大きな役割を果たせるよう、**非化石エネルギーを活用したゼロカーボン水素の製造・輸送・供給、発電用燃料としての使用に挑戦**します。

- 再エネ(電気)、原子力(電気・熱)を活用した水素製造
- 火力における発電用燃料としての水素の使用
- エネルギー事業者としての水素サプライチェーンの確立に向けた取り組み 等



取
組
み
の
3
つ
の
柱

招集し、通知

議決権行使のご案内

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／計算書類

監査報告書

(3) 設備投資の状況

a. 設備投資額	
発電・販売事業	4,082億円
送配電事業	1,315億円
ガス・その他エネルギー事業	310億円
情報通信事業	446億円
生活・ビジネスソリューション事業	545億円
内部取引消去	△ 142億円
設備投資総額	6,558億円

b. 主な設備の新增設工事等

		発 電 設 備	送 変 電 設 備
継続中	設備更新	[水 力] 丸山発電所 (153,200kW)	—————

c. 廃止した主な設備

		発 電 設 備
廃 止		[火 力] 姫路第二発電所 既設5、6号機 (各600,000kW)

(4) 資金調達の状況

a. 社 債

発 行 額	償 還 額
1,700億円	1,999億円

b. 借入金

借 入 額	返 済 額
9,945億円	5,904億円

c. コマーシャル・ペーパー

発 行 額	償 還 額
6,120億円	6,080億円

(5) 財産および損益の状況の推移

法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>) に掲載しております。

(6) 重要な子会社および関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
関 西 電 力 送 配 電 株 式 会 社	400.0億円	100.0%	一般送配電事業等
株 式 会 社 オ プ テ ー ジ	330.0	100.0	電気通信事業（個人向インターネット接続サービス、法人向通信サービス）、有線一般放送事業、小売電気事業、電気通信設備の賃貸
株式会社関電エネルギーソリューション	152.0	100.0	ガス販売代行、ユーティリティ（電気・熱源）設備の建設・保有を含めた運転保全サービス、電気事業
関 電 不 動 産 開 発 株 式 会 社	8.1	100.0	不動産の分譲、賃貸、管理、不動産投資顧問業
株式会社かんでんエンジニアリング	7.8	100.0	電力流通・電気・情報通信設備の保全、工事
株式会社日本ネットワークサポート	4.1	80.5	配電資機材の製造、販売
関 電 プ ラ ン ト 株 式 会 社	3.0	100.0	火力・原子力発電設備の保全、工事
株 式 会 社 ニ ュ ー ジ ェ ッ ク	2.0	84.0	土木・建築等に関する調査・設計・工事監理
株式会社関電パワーテック	1.0	100.0	火力・原子力発電設備の運転・保守管理、産業廃棄物の処理・再生利用、石炭灰・資機材等の販売
関電ファシリティーズ株式会社	1.0	100.0	オフィスビル・商業施設・病院等の施設管理、駐車場運営管理
株式会社 K A N S O テ ク ノ ス	1.0	100.0	環境・土木・建築に関する調査、分析、コンサルティング、工事

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
Next Power 株式会社	1.0億円	100.0%	マンション高圧一括受電サービス事業
株式会社関電システムズ	0.9	100.0	情報システムの企画、設計、構築、保守運用管理および情報システムに関するコンサルティング
関電サービス株式会社	0.7	100.0	電力営業・配電・用地・広報業務の受託、電柱広告
株式会社関電L & A	0.3	100.0	リース、自動車整備、保険代理店
ケーイーフューエルインターナショナル株式会社	0.1	100.0	燃料の売買および輸送
Kansai Electric Power Australia Pty Ltd	3.91 (億アメリカドル)	100.0	オーストラリアにおけるプルースト LNG プロジェクトの開発・操業・管理
* 日本原燃株式会社	4,000.0	17.3	ウラン濃縮事業、再処理事業、廃棄物管理事業、廃棄物施設事業
* 株式会社きんでん	264.1	35.8	電気・情報通信・環境関連工事
* 株式会社エネゲート	4.9	49.0	電力量計の製造、販売、修理、取替および電気制御機器の製造、販売
* San Roque Power Corporation	0.18 (億フィリピンペソ)	50.0	フィリピンにおける水力発電事業

(注) 1. *印は持分法適用の関連会社であり、他は全て連結子会社であります。
2. 出資比率には、間接所有分を含んでおります。

(7) 主要な事業内容

法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>) に掲載しております。

(8) 主要な事業所等

法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>) に掲載しております。

(9) 使用人の状況

法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>) に掲載しております。

(10) 主要な借入先

法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>) に掲載しております。

(11) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社は、2020年4月1日付をもって一般送配電事業およびこれに附帯する事業を、吸収分割により関西電力送配電株式会社に承継させました。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- a. 金品受取り問題に関する内部通報を受け調査した結果、昨年7月および10月に、当社およびグループ会社3社において、追加の事実が判明いたしました。また、役員退任後の嘱託等の報酬に関する問題について、昨年8月に、コンプライアンス委員会から、一部の役員に善管注意義務違反が認められた旨、本件に類似する事案が他に存在したとは認められない旨の調査結果の報告を受領いたしました。なお、支給済みの嘱託等報酬については、全額の返還を受けております。
- b. 当社は、本年4月に、特別高圧電力および高圧電力の供給について、顧客の獲得を制限している疑いがあるとして、独占禁止法に基づき、公正取引委員会による立入検査を受けました。当社は、こうした事態を厳粛に受け止めるとともに、今回の調査に対し全面的に協力してまいります。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17億8,405万9,697株
- (2) 発行済株式の総数 9億3,873万3,028株
- (3) 株主数 30万7,271名
- (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出資比率
大 阪 市	68,287千株	7.64%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	64,420	7.21
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	36,497	4.08
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	27,462	3.07
神 戸 市	27,351	3.06
関 西 電 力 持 株 会	20,395	2.28
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	17,378	1.94
大 阪 市 高 速 電 気 軌 道 株 式 会 社	15,461	1.73
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	11,629	1.30
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	10,786	1.21

(注) 出資比率は、自己株式（45,186,396株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

・取締役、執行役に交付した株式の区分別合計

役員区分	株式数	交付対象者数
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	3,200株	1人
執 行 役	0株	0人

(注) 当社の株式報酬は、執行役等に、役位に応じた基準額に基づき、毎年一定のポイントを付与し、退任時にポイントの累積額に応じて、当社株式を交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役 会 長 (社 外)	榊 原 定 征	指名委員長 報酬委員	一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長 日本電信電話(株) 社外取締役 (株)シマノ 社外取締役 (株)ニトリホールディングス 社外取締役 (株)産業革新投資機構 社外取締役取締役会議長
取 締 役 (社 外)	沖 原 隆 宗	指名委員 報酬委員	(株)三菱ＵＦＪ銀行 特別顧問 損害保険ジャパン(株) 社外監査役 (株)オービックビジネスコンサルタント 社外取締役 一般社団法人日本ＡＢＣ協会 会長
取 締 役 (社 外)	小 林 哲 也	指名委員 報酬委員長	近鉄グループホールディングス(株) 代表取締役会長グループＣＥＯ (株)さんえい 取締役 (株)近鉄エクスプレス 社外取締役 (株)近鉄百貨店 取締役 近畿日本鉄道(株) 取締役 近鉄不動産(株) 取締役 ＫＮＴ－ＣＴホールディングス(株) 取締役 公益社団法人関西経済連合会 副会長
取 締 役 (社 外)	佐々木茂夫	監査委員	弁護士 岩井コスモ証券(株) 社外取締役
取 締 役 (社 外)	加賀有津子	監査委員 報酬委員	大阪大学大学院工学研究科 教授
取 締 役 (社 外)	友 野 宏	監査委員長	住友化学(株) 社外取締役 日本原燃(株) 社外取締役
取 締 役 (社 外)	高 松 和 子	指名委員	日立造船(株) 社外取締役
取 締 役 (社 外)	内 藤 文 雄	監査委員	神戸大学 名誉教授 甲南大学経営学部 教授

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役 (代表執行役社長)	森 本 孝		日本原子力発電(株) 取締役
取締役 (代表執行役副社長)	彌 園 豊 一		(株)かんでんエルハート 代表取締役社長
取締役 (代表執行役副社長)	稲 田 浩 二		東洋テック(株) 社外取締役 日本原燃(株) 社外取締役
取 締 役	杉 本 康	常勤監査委員	
取 締 役	山 地 進	常勤監査委員	関西電力送配電(株) 監査役

- (注) 1. 当社は、社外取締役全員を、(株)東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
2. 友野宏氏が社外取締役に就任している日本原燃(株)は、当社の特定関係事業者であります。その他、社外取締役の重要な兼職先と当社との間には、開示すべき関係はありません。
3. 監査委員内藤文雄氏は、学識経験者として、また、監査委員杉本康氏は、当社執行役員経理室長および経理部門担当役員経験者として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、常勤の監査委員として、杉本康氏および山地進氏を選定し、内部監査部門や会計監査人等との連携、社内の重要な会議等への出席等を行うことで、適時的確な情報把握等を行っております。また、これらの情報を他の監査委員と共有したうえで議論・決定できる体制を構築することにより、監査委員会の監査・監督機能の強化を図っております。

(2) 執行役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表執行役社長	森 本 孝		日本原子力発電(株) 取締役
代表執行役副社長	彌 園 豊 一	コーポレート業務全般 国際事業、行為規制担当 コンプライアンス推進室担当 経営企画室担当 IT戦略室担当、広報室担当 取締役会室担当、経営監査室担当	(株)かんでんエルハート 代表取締役社長
代表執行役副社長	稲 田 浩 二	総合エネルギー事業全般 中間貯蔵推進担当 立地室担当	東洋テック(株) 社外取締役 日本原燃(株) 社外取締役
代表執行役副社長	松 村 孝 夫	原子力事業本部長	
執行役常務	松 村 幹 雄	エネルギー需給本部長 国際事業本部長	
執行役常務	島 本 恭 次	火力事業本部長 研究開発室担当	
執行役常務	西 澤 伸 浩	調達本部長 経理室担当	
執行役常務	内 藤 直 樹	エネルギー・環境企画室担当 原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）	
執行役常務	大 川 博 己	営業本部長 ガス事業本部長	関電ガスサポート(株) 代表取締役社長
執行役常務	水 田 仁	原子力事業本部長代理（原子力安全、 原子力発電、原子力技術、原子燃料） 原子燃料サイクル室担当（原燃契約）	
執行役常務	森 望	再生可能エネルギー事業本部長 地域エネルギー本部長	
執行役常務	多 田 隆 司	水力事業本部長 土木建築室担当	
執行役常務	高 西 一 光	原子力事業本部長代理（原子力企画）	
執行役常務	宮 本 信 之	人財・安全推進室担当 総務室担当	社会福祉法人かんでん福祉事 業団 理事長

(3) 当事業年度中における役員の地位の異動

当社が指名委員会等設置会社へ移行した2020年6月25日開催の第96回定時株主総会および同日開催の取締役会の終結の時における、取締役および監査役の地位の異動は次のとおりであります。

氏 名	新	旧
森 本 孝	取 代 表 執 行 役 社 長	代 表 取 締 役 社 長
彌 園 豊 一	取 代 表 執 行 役 副 社 長	代 表 取 締 役 員
稲 田 浩 二	取 代 表 執 行 役 副 社 長	代 表 取 締 役 員
松 村 孝 夫	代 表 執 行 役 副 社 長	代 表 取 締 役 員
島 本 恭 次	執 行 役 常 務	取 締 役 員
杉 本 康	取 締 役	常 任 監 査 役
佐 々 木 茂 夫	取 締 役	監 査 役
加 賀 有 津 子	取 締 役	監 査 役

(4) 取締役、監査役および執行役の報酬等の額

役員区分		報酬等の 総額 【百万円】	報酬等の種類別の総額【百万円】			対象となる 役員の員数 【人】
			基本報酬	業績連動報酬	株式報酬 (注1)	
取締役	取締役 (社外取締役を除く)	118	108	5	3	7 (注2)
	社外取締役	110	110			10 (注2)
監査役	監査役 (社外監査役を除く)	18	18			3 (注3)
	社外監査役	10	10			4 (注3)
執行役		487	288	152	46	14 (注4)

- (注) 1. 株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。
2. 当社は、2020年6月25日開催の第96回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行いたしました。これに伴い、上記「取締役」の対象となる役員の員数には、移行に際して執行役を兼務することとなった取締役3名および2020年6月25日開催の第96回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名を含めております。
3. 「監査役」の対象となる役員の員数には、2020年4月1日から同年6月25日までの間に在任していた監査役の員数を記載しております。
4. 「執行役」の対象となる役員の員数には、2020年6月25日開催の第96回定時株主総会の終結の時から2021年3月31日まで取締役を兼務する執行役の取締役3名を含めております。
5. 当事業年度の期末時点における取締役（社外取締役を除く）の報酬等の額は、次のとおりであります。

氏名	地位 (期末時点)	報酬等の総額 【百万円】	報酬等の種類別の総額【百万円】		
			基本報酬	業績連動報酬	株式報酬(※)
森本孝	取締役 代表執行役社長	75	49	19	6
彌園豊一	取締役 代表執行役副社長	56	36	14	4
稲田浩二	取締役 代表執行役副社長	56	36	14	4
杉本康	取締役	34	34		
山地進	取締役	27	27		

(※) 株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。

(5) 取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針等

a. 取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針

(報酬制度の方針および概要)

取締役および執行役の報酬は、会社法の規定に基づき、報酬委員会において決定しております。業務執行を担わない取締役の報酬については、その役割を踏まえ、基本報酬のみの構成としております。業務執行を担う執行役の報酬については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資するよう、各執行役の地位等に応じて求められる職責などを勘案した基本報酬に加えて、短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬および中長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成し、その支給割合については、「基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝6：3：1」の割合が目安となるよう、設定しております。

(報酬決定プロセス)

社外取締役のみで構成している報酬委員会において、「取締役・執行役の報酬を決定するに当たっての方針」を定め、この方針に則り、取締役および執行役の個人別の報酬を決議しております。

また、報酬水準など、報酬に関する諸課題の検討に当たっては、外部機関のデータや他社状況などを活用しております。

b. 報酬体系（基本報酬、業績連動報酬、株式報酬）

(基本報酬)

当社の基本報酬は、各取締役および執行役の地位等に応じて求められる職責などを勘案して、役位に応じた基準額を支給しております。

(業績連動報酬)

当社の業績連動報酬は、中期経営計画の財務目標を踏まえ、単年度の会社の業績を表す「連結経常利益」を指標として設定しており、その支給額については、役位ごとの基準額に、目標（2,000億円）に対する達成度合に応じて、算定、支給しております。

【業績連動報酬の具体的な算定方法】

役位別基準額（※1） × 目標達成率（※2） = 役位別業績連動報酬額（年額）

（※1）役位別基準額（年額）

取締役・執行役社長	2,280万円
取締役・執行役副社長	1,740万円
執行役副社長	1,610万円
執行役常務	1,170万円

（※2）業績連動報酬に係る目標達成率（連動幅0～120%）

	目標値（2019年度）	実績値（2019年度）	達成率
連結経常利益	2,000億円	2,115億円	105.8%

(株式報酬)

当社の株式報酬は、執行役等に、役位に応じた基準額に基づき、毎年一定のポイントを付与し、退任時にポイントの累積値に応じて、当社株式を交付および換価処分金相当額の金銭を支給しております。

(6) 取締役会および各委員会の活動状況

a. 取締役会の活動状況

- ・ 当社の取締役会は独立社外取締役が議長を務め、また、取締役13名のうち8名を独立社外取締役に構成しています。
- ・ 取締役会では、法令および取締役会規則に基づき、株主総会議案や各委員会の構成員のほか、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」や「関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）」、「ゼロカーボンビジョン2050」をはじめとした当社グループの経営に関わる重要事項等について決議しております。また、電気事業法に基づく業務改善計画の取組状況に加え、四半期ごとの決算、内部統制に関する運用状況等について定期的に報告を受け、審議を行っております。
- ・ 上記の決議および審議を行うに当たって、取締役会議論の充実およびコーポレート・ガバナンスの強化を目的として、当事業年度は、取締役による意見交換会を6回、独立社外取締役のみで構成する会合を1回開催し、当社の経営課題や将来的な成長戦略の方向性等について幅広く議論しております。これらの意見交換会や会合を通じて得た意見を経営や以降の取締役会議論に反映しております。
- ・ 執行側からの取締役会議題等の事前説明、原子力発電所をはじめとする第一線職場の視察、従業員との対話等、年間を通じて、社外取締役向けに様々な施策を実施しています。

b. 各委員会の活動状況

(a) 指名委員会

- ・ 指名委員会の委員長は独立社外取締役であり、また、委員4名全員が独立社外取締役です。
- ・ 当委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容の決定、取締役の選任方針の決定を行うほか、執行役社長の後継者計画の内容および育成プロセスや顧問の委嘱等について、審議を行います。
- ・ 当事業年度、重点的に審議を行った事項には、以下を含みます。
 - ✓ 執行役社長の後継者計画
 - ✓ 取締役が備えるべきスキル（スキル・マトリックス）
 - ✓ 社外取締役の独立性基準

(b) 報酬委員会

- ・ 報酬委員会の委員長は独立社外取締役であり、また、委員4名全員が独立社外取締役です。
- ・ 当委員会は、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に関する方針の決定、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定を行うほか、顧問の報酬等について、審議を行います。
- ・ 当事業年度、重点的に審議を行った事項には、以下を含みます。
 - ✓ 他社の役員報酬水準や報酬方針の動向等に係る調査結果を踏まえた当社役員報酬の水準
 - ✓ 業績連動報酬の仕組みや目標設定

(c) 監査委員会

- ・ 監査委員会の委員長は独立社外取締役であり、また、委員6名のうち4名が独立社外取締役です。
- ・ 当委員会は、取締役会で決定した当社グループの経営に関わる重要事項等を踏まえた監査計画を策定し、当社グループの事業活動が適法・適正に行われているか、また、リスクの防止と企業価値の向上に向けて適切・妥当な意思決定や業務執行が行われているか、との観点から監査を行うとともに、監査委員間での審議、取締役会や執行側への意見、提言を行います。
- ・ 当事業年度、重点的に行った監査等の事項には、以下を含みます。
 - ✓ 業務改善計画を受けたコンプライアンス、ガバナンス強化の取組状況の確認
 - ✓ 総合エネルギー事業の収支改善などの取組状況の確認
 - ✓ 第一線職場との対話
 - ✓ 金品受取り問題および役員退任後の嘱託等の報酬に関する問題について、当社が提起した旧役員を被告とする損害賠償請求訴訟の対応

(7) 当事業年度の取締役会等の実効性評価結果

取締役会は、年1回、第三者機関を活用し、全取締役を対象に、取締役会等の実効性に関するアンケートを実施し、その集約・分析結果を踏まえて、取締役会等の実効性について評価を行い、取締役会運営をはじめとしたコーポレート・ガバナンスの改善を図っております。

当事業年度の取締役会等の実効性評価に関するアンケートについては、金品受取り問題および役員退任後の嘱託等の報酬に関する問題の反省に立ち、再発防止のため策定した業務改善計画の取組状況（執行と監督の明確な分離による監督機能強化を目的とした、2020年6月25日付の指名委員会等設置会社への移行を含む）を確認する設問を追加したうえで実施いたしました。

その結果、「指名委員会等設置会社への機関設計の変更に伴う会議運営の仕組みの構築（取締役会付議事項の適正化、各委員会の基本的な運営面など）」、「取締役会の構成」、「取締役会の議論の充実に向けた取組み（社外取締役への事前の情報提供など）」の実施およびそれによる取締役会の活発な議論」については、適切または概ね適切であると評価する意見が多く、取締役会は、当事業年度の取締役会等の実効性は確保されていると判断しました。

一方で、「社外取締役と経営陣とのコミュニケーションの機会の充実」、「内部統制システムの運用状況に係る報告のさらなる拡充」などについては、改善の余地があるとの意見があり、取締役会は、これらの指摘を踏まえ、実効性の向上に向けた運営施策につなげていきたいと考えております。

今後も、取締役会は、実効性評価を基点に課題の共有を行い、さらなる実効性の向上のため、継続的な取組みを行ってまいります。

(8) 当事業年度における社外役員の主な活動状況

a. 取締役会等の活動状況

氏 名	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
榊 原 定 征	◎100% (13/13回)	◎100% (8/8回)	100% (3/3回)	
沖 原 隆 宗	100% (18/18回)	100% (8/8回)	100% (3/3回)	
小 林 哲 也	100% (18/18回)	100% (8/8回)	◎100% (3/3回)	
佐々木 茂 夫	94% (17/18回)			95% (18/19回)
加 賀 有 津 子	89% (16/18回)		100% (3/3回)	84% (16/19回)
友 野 宏	100% (13/13回)			◎100% (13/13回)
高 松 和 子	100% (13/13回)	100% (8/8回)		
内 藤 文 雄	100% (13/13回)			100% (13/13回)

(注) 1. 小数点以下第1位を四捨五入、出席回数／在任中の開催回数

2. ◎は議長または委員長

3. 監査委員会の出席状況には、当社が指名委員会等設置会社へ移行した2020年6月25日開催の第96回定時株主総会以前に開催した監査役会を含む。

b. 社外取締役の主な活動状況

氏 名	主な活動状況
榊 原 定 征	グローバルに事業展開する東レ(株)の要職に加え、多くの社外役員や一般社団法人日本経済団体連合会会長として得た豊富な経営経験と、ガバナンスやエネルギー政策等に関する高い識見を生かし、取締役会議長として、議題の選定や議論する時間を十分に確保する議事運営を主導するとともに、経営理念や中期経営計画の策定等に対して積極的に意見提起するなど、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、指名委員会の委員長および報酬委員会の委員を務め、指名委員会の委員長としては、「執行役社長の後継者計画」や「取締役が備えるべきスキル（スキル・マトリックス）」、「社外取締役の独立性基準」の策定などに関して活発な議論が行われるよう議事運営を主導し、自らも有益な意見を述べるとともに、その職務の執行状況を適宜取締役会に報告するなど、持続的な経営体制の強化に貢献しております。 さらに、取締役による意見交換会や独立社外取締役のみで構成する会合のリード役を務め、取締役間の活発な意見交換・情報共有に尽力しているほか、会長として、機関投資家等のステークホルダーと積極的に対話し、建設的な意見交換を重ねるなど、経営の健全性確保に貢献しております。

氏 名	主な活動状況
沖 原 隆 宗	グローバルに金融サービスに係る事業を展開する三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループの要職を歴任し、他の会社の社外役員にも就任するなど、経営者としての豊富な経験に基づき、投融資に係るポートフォリオ・リスクマネジメントについて積極的に意見提起するなど、幅広い経営的視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、指名委員会および報酬委員会の各委員を務め、指名委員会の委員としては、「執行役社長の後継者計画」や「取締役が備えるべきスキル（スキル・マトリックス）」、「社外取締役の独立性基準」の策定などについて、また報酬委員会の委員としては、「他社の役員報酬水準や報酬方針の動向等に係る調査結果を踏まえた当社役員報酬の水準」や「業績連動報酬の仕組みや目標設定」などについて、有益な意見を述べており、持続的な経営体制の強化に貢献しております。 さらに、機関投資家等のステークホルダーと積極的に対話し、建設的な意見交換を重ねるほか、社内広報誌を通じて従業員にメッセージを発信するなど、経営の健全性確保に貢献しております。
小 林 哲 也	鉄道事業を中心に、多角的に事業を展開している近鉄グループにおいて要職を歴任し、他の会社の社外役員にも就任するなど、社会インフラを担う企業における経営者としての豊富な経験に基づき、公益性あるエネルギー事業者として、お客さまをはじめとする社会に対して新しいライフスタイルを提案・発信していくよう積極的に意見提起するなど、幅広い経営的視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、報酬委員会の委員長および指名委員会の委員を務め、報酬委員会の委員長としては「他社の役員報酬水準や報酬方針の動向等に係る調査結果を踏まえた当社役員報酬の水準」や「業績連動報酬の仕組みや目標設定」などに関して活発な議論が行われるよう議事運営を主導し、自らも有益な意見を述べるとともに、その職務の執行状況を適宜取締役会に報告するなど、持続的な経営体制の強化に貢献しております。 さらに、機関投資家等のステークホルダーと積極的に対話し、建設的な意見交換を重ねるほか、報酬委員長として従業員向けメッセージを発信するなど、経営の健全性確保に貢献しております。
佐々木茂夫	大阪高等検察庁検事長その他要職を歴任し、現在は弁護士として活躍するなど、法曹としての豊富な経験に基づき、各種法制度や契約内容など事業を推進するうえでの留意事項について積極的に意見提起するなど、コンプライアンスをはじめ幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、監査委員会の委員を務め、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見等の発言を行い、監査・監督機能の強化に貢献しております。 さらに、取締役会等の席上以外でも、第一線職場従業員との対話などを通じ、適宜、執行役等に有益な提言、意見提起を行うほか、他の取締役、執行役等と積極的に意見交換を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。

氏 名	主な活動状況
加賀有津子	民間企業における経験を経て、現在は大阪大学大学院教授として活躍しており、まちづくりや都市計画に関する専門的知見を生かし、電気・ガスのマーケティング戦略や営業担当者の育成に関して積極的に意見提起するなど、学識経験者として幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、報酬委員会および監査委員会の各委員を務め、報酬委員会の委員としては、「他社の役員報酬水準や報酬方針の動向等に係る調査結果を踏まえた当社役員報酬の水準」や「業績連動報酬の仕組みや目標設定」などについて有益な意見を述べ、持続的な経営体制の強化に貢献しており、また、監査委員会の委員としては、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見等の発言を行い、監査・監督機能の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場従業員や女性従業員等との対話などを通じ、適宜、執行役等に有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。
友 野 宏	グローバルに事業を展開する日本製鉄㈱の要職を歴任し、他の会社の社外役員にも就任するなど、経営者としての豊富な経験に基づき、中期経営計画やゼロカーボンビジョンの達成に向けて、技術力の強化や技術開発等に積極的に取り組むよう意見提起するなど、幅広い経営的視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、監査委員会の委員長として、リスクマネジメントをはじめとした内部統制システムについての意見表明を行うなど、実効性のある委員会の運営に努めました。さらに、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見等の発言を行い、監査・監督機能の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場従業員との対話などを通じ、適宜、執行役等に有益な提言、意見提起を行うほか、監査委員長として従業員向けメッセージを発信するなど、経営の健全性確保に貢献しております。
高 松 和 子	公益財団法人21世紀職業財団の業務執行理事兼事務局長を務め、グローバルに事業を展開するソニー㈱の要職や同社の子会社の代表取締役を歴任するなど、ダイバーシティに関する高い識見に加え、経営者としての豊富な経験に基づき、国際事業におけるカントリーリスクなどに関して積極的に意見提起するなど、ダイバーシティ経営をはじめ幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、指名委員会の委員を務め、「執行役社長の後継者計画」や「取締役が備えるべきスキル（スキル・マトリックス）」、「社外取締役の独立性基準」の策定などについて、有益な意見を述べており、持続的な経営体制の強化に貢献しております。 さらに、女性従業員等との対話などを通じ、適宜、執行役等に有益な提言、意見提起を行うほか、社内広報誌を通じて従業員にメッセージを発信するなど、経営の健全性確保に貢献しております。

氏 名	主な活動状況
内 藤 文 雄	財務会計、監査業務、コーポレート・ガバナンスなどの分野における学識経験者としての専門的知見を生かし、投資家などの外部の目線での情報開示について積極的に意見提起するなど、財務会計をはじめ幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、監査委員会の委員を務め、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件などの適法性・適正性などに関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見等の発言を行い、監査・監督機能の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場従業員との対話などを通じ、適宜、執行役等に有益な提言、意見提起を行うほか、管理会計やリスク管理等に関して担当部署等と積極的に意見交換を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。

(注) 当社の役員等が社外の関係者から金品を受け取っていた問題について、2020年3月14日に、第三者委員会の調査報告書を受領し、当社グループの役職員による金品の受取り、不適切な発注行為等およびガバナンスの脆弱性が認められました。

また、第三者委員会の調査報告書において、一部の役員の退任後、嘱託等の業務を委嘱する際の報酬について、「金品受取り問題に関する修正申告時の追加納税分」や「過去の経営不振時の役員報酬削減分」を補填する趣旨が含まれていると指摘されました。なお、支給済みの嘱託等報酬については、全額の返還を受けております。

これらの問題により、経済産業大臣から電気事業法に基づく業務改善命令を受け、同年3月30日に、再発防止に向けた業務改善計画を経済産業大臣に提出しました。

その後、「1. 企業集団の現況に関する事項(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のとおり、当社やグループ会社3社における追加の事実が判明し、同年10月6日に、電気事業法第106条第3項に基づく追加報告を行いました。

当社の社外取締役である榊原定征、沖原隆宗、小林哲也、佐々木茂夫、加賀有津子、友野宏、髙松和子、内藤文雄の各氏は、取締役会および所属する委員会等において、日頃からガバナンスおよびコンプライアンスの強化の視点に立った提言を行うとともに、再発防止に向けた業務改善計画の実行状況の検証等に当たって提言を行うなど、その職責を果たしております。

(9) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(10) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（取締役、執行役、執行役員、監査特命役員）が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によりてん補することとしております。

4 会計監査人の状況

法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kepco.co.jp/ir/stockholder/meeting/index.html>) に掲載しております。

5 取締役および執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

当該体制に関する取締役会の決議内容および当該体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 当該体制に関する取締役会の決議内容

当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を定め、これを実効性の高いものとするべく、継続的な改善に努めるものとする。

a. 取締役および執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、執行と監督を明確に分離した指名委員会等設置会社の機関設計を採用するとともに、外部の客観的な視点を重視し、株主総会から経営の負託を受けた取締役会、ならびに指名委員会、報酬委員会および監査委員会の法定3委員会を、それぞれ過半数の独立社外取締役から構成することに加え、取締役会議長および法定3委員会の委員長を独立社外取締役からそれぞれ選定する。また、執行役会議および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行う。

取締役および執行役は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従い、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践する。

取締役会は、経営計画等の経営の基本方針について審議・決定するとともに、経営の基本方針に基づく業務執行の決定については、原則として執行役に委任し、報告を受け、執行役を監督する。また、コンプライアンスに係る監督機能強化のため、取締役会直下の委員会として、委員長を社外有識者とし過半数を社外委員で構成するコンプライアンスに係る委員会を設置する。同委員会は、コンプライアンスに係る基本方針や、取締役および執行役に関する問題事象の対処方針など特に重要なものについて、審議・承認するとともに、社長等執行に対して必要に応じ直接指導、助言、監督し、取締役会に定期的に報告を行う。取締役および執行役は、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、報告する義務を負い、報告先はコンプライアンスに係る委員会および取締役会議長とする。

監査委員会は、取締役・執行役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行うとともに、監査の状況・結果について取締役会に報告する。また、必要に応じて執行役等に対して助言又は勧告を行う。監査委員は、執行役会議などの重要な会議体に出席し、執行役から経営上の重要事項に関する説明を聴取する。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行う。

b. 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

執行役は、取締役会などの会議体における議事録および業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令および社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴うリスクについては、社内規程に基づき、業務執行箇所が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、業務執行箇所に対して、助言・指導を行う。

さらに、リスクを統括的に管理する委員会において、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

d. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役の職務の執行については、社内規程において、職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保する。

また、重要な業務の執行に関する事項について、全ての執行役により構成する執行役会議において、原則として毎週審議する。

e. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

執行役は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、サステナビリティに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求める。加えて、当社グループのコンプライアンスに係る推進機能を担う組織を設置し、コンプライアンスに係る委員会の指導、助言、監督を受けることを通じて、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保する。

また、使用人および社外の関係者から、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置する。使用人は、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、報告する義務を負う。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保する。

f. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

執行役は、社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導すること等により、当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する。

(a) 執行役は、子会社の取締役から定期的に経営状況その他の職務の執行に係る報告を受ける。

(b) 執行役は、子会社の事業活動に伴うリスクについて、子会社が自律的に管理することを基本としつつ、子会社のリスク管理を統括する箇所を定め、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握、リスク管理体制およびリスク管理状況の定期的な確認等を行い、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止し、またはこれを最小化するよう努める。

また、各子会社共通かつ重要なリスクについては、必要に応じて、当社にリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、子会社に対して、助言・指導を行うとともに、リスクを統括的に管理する委員会において、子会社の業務執行に伴うリスクを含め、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

(c) 執行役は、子会社の取締役の職務の執行について、子会社の社内規程において職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めさせることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保させる。

(d) 執行役は、子会社に対して、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、サステナビリティに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めるとともに、適切な体制を整備させる。加えて、当社グループのコンプライアンスに係る推進機能を担う組織を設置し、コンプライアンスに係る委員会の指導、助言、監督を受けることを通じて、子会社の取締役および使用人の職務の執行の法令等への適合を確保させる。

また、子会社の取締役および使用人から、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について通報を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置する。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役および使用人に対して確保させる。

g. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

執行役は、監査委員会の求めに応じて、監査委員および監査委員会の職務を補助するために、監査実務、監査委員会の運営等を担当する専任組織を設置し、必要な人員を配置する。また、監査委員会の職務を補助する使用人として、監査特命役員を置くことができることとする。

h. 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査委員および監査委員会の職務を補助する使用人および専任組織は、監査委員会直轄とする。また、当該組織の使用人は、監査委員会の指示に従うとともに、執行役の指揮命令を受けず、当社グループの業務の執行に係るいかなる職位の兼務も行わない。当該使用人の配置、異動、評価に当たっては、監査委員会の意向を尊重する。

i. 監査委員会への報告に関する体制

取締役、執行役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役、使用人または子会社のこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査委員会に報告するとともに、経営、業績に係る重要事項、社内外への開示事項、重要な法令違反等の事実等について、監査委員会に報告する。

j. 監査委員会への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

執行役は、社内規程に基づき、前項の報告を監査委員会に行った者に対する不利な取扱いの排除等を確保し、また子会社に対して確保させる。

k. 監査委員会の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

執行役は、社内規程に基づき、監査委員会の職務の執行について生じる費用または債務の処理等については、これを措置する。

l. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役、執行役および使用人は、監査委員会による監査に協力するとともに、監査委員会の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

m. 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項

執行役は、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を定期的に監査するために内部監査組織を設置する。また、社外の有識者の参加も得た内部監査に係る委員会を置き、公正かつ専門的な立場から内部監査の適正性・有効性について審議する。

(2) 当該体制の運用状況の概要

a. 取締役および執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、執行と監督を明確に分離した指名委員会等設置会社の機関設計を採用し、外部の客観的な視点を重視し、株主総会から経営の負託を受けた取締役会、ならびに指名委員会、報酬委員会および監査委員会の法定3委員会を、それぞれ過半数の独立社外取締役から構成しており、取締役会議長および法定3委員会の委員長を独立社外取締役からそれぞれ選定している。また、執行役会議および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行っている。

取締役および執行役は、経営の基本的方向性や行動の規範に従い、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践している。なお、2021年3月、「経営理念」および「関西電力グループC S R行動憲章」を廃止し、新たに「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」および「関西電力グループ行動憲章」を策定している。これに伴い、経営理念体系の見直しを行い、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」を廃止している。

取締役会は、2020年度中に18回開催し、経営計画等の経営の基本方針について審議・決定するとともに、経営の基本方針に基づく業務執行の決定については、原則として執行役に委任し、報告を受け、執行役を監督している。また、コンプライアンスに係る監督機能強化のため、取締役会直下の委員会として、委員長を社外有識者とし過半数を社外委員で構成するコンプライアンスに係る委員会を設置している。同委員会は、2020年度中に9回開催し、コンプライアンスに係る基本方針や、取締役および執行役に関する問題事象の対処方針など特に重要なものについて、審議・承認するとともに、社長等執行役に対して必要に応じ直接指導、助言、監督し、取締役会に定期的に報告を行っている。

加えて、企業経営の刷新に向け、取締役および執行役等が自らを磨き格別に高い行動規範を堅持するため、コンプライアンス委員会からの提言を踏まえてトレーニングを強化し、コンプライアンス・ガバナンスに関する研修を実施している。取締役および執行役就任時の研修については、就任に当たっての心得や法的責任等に関する研修を実施している。

取締役および執行役は、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、報告する義務を負い、コンプライアンスに係る委員会および取締役会議長に報告している。

監査委員会は、取締役・執行役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行うとともに、監査の状況・結果について取締役会に報告している。また、必要に応じて執行役等に対して助言または勧告を行っている。監査委員は、執行役会議などの重要な会議体に出席し、執行役から経営上の重要事項に関する説明を聴取している。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行っている。

b. 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

執行役は、取締役会などの会議体における議事録および業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令および社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理している。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

執行役は、事業活動に伴うリスクについて、各部門が自律的にリスクを評価して、必要な対策を実施し、部門横断的なリスクについては、リスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所がリスク管理に係る方針、計画等を策定するとともに、業務執行箇所のリスク管理状況を把握、評価し、日常的な支援を行っている。

また、「関西電力グループ リスク管理規程」および「リスク管理委員会規程」に基づき、リスク管理委員会を2020年度中に4回開催し、全社的な視点でリスク管理状況を把握、評価するとともに、取締役会・執行役会議に報告している。

d. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役は、会社の機構、業務分掌、職位およびそれらの運用に係る社内規程ならびに各職位の職責と権限に係る社内規程によって業務運営の責任体制を明確にするとともに、権限の配分、行使を適切な範囲で行い、効率的な体制を構築している。

また、執行役は、2020年度中に執行役会議を40回開催し、重要な業務の執行に関する事項について審議するとともに、必要な報告などを行うことにより効率的な意思決定を行っている。

e. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

執行役は、「サステナビリティ推進会議規程」に基づき、サステナビリティ推進会議を2020年度中に10回開催し、サステナビリティ活動計画の審議・策定を行い、それに基づき各組織において自律的な取組みを展開するとともに、サステナビリティの浸透状況について確認を行っている。また、執行役等は、従業員とのコミュニケーションの機会等を通じて、すべてのステークホルダーのみなさまに誓った社長宣誓の意味を自らの言葉で伝え浸透を図るとともに、社長宣誓を意識した行動を実践している。さらに、当社グループのコンプライアンスに係る推進機能を担う組織を設置し、コンプライアンスに係る委員会の指導、助言、監督を受けることを通じて、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保している。加えて、法令遵守意識を醸成・徹底するため、企業倫理の専門家であるコンプライアンス委員会の社外委員監修のもと、コンプライアンスについて能動的に考える討議型の研修を実施している。

また、使用人および社外の関係者から、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置している。使用人は、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について、報告する義務を負っており、その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保している。

f. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

執行役は、子会社の経営層と、定期的な会議を通して、子会社の経営状況等についてコミュニケーションを行うとともに、四半期ごとに決算実績について報告を受けている。

子会社の事業活動に伴うリスクについては、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握を行うとともに、子会社のリスク管理状況について確認し、リスク管理委員会で報告を受けている。また、専門性を備えたリスク分野ごとの管理箇所が、定期的開催する会議等を通して、子会社に日常的な助言・指導を行っている。

子会社に対し、経営の基本的方向性や行動の規範について、サステナビリティに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めるとともに、業務の適正確保に必要なサステナビリティ、コンプライアンス、組織および権限に係る規程の整備状況を確認している。

コンプライアンス相談窓口を社内外に設置し、違法あるいはコンプライアンス違反の疑いがある行為について申し出を受け付けている。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役および使用人に対して確保させている。

g. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

執行役は、執行部から独立した組織として監査委員会室を設置し、監査委員会室は15名のスタッフにより監査計画に基づく監査実務、監査委員会の運営等を実施している。また、監査委員会の職務を補助する使用人として、監査特命役員2名を置いている。

h. 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査委員会直属の監査業務専任のスタッフについて、執行役の指揮命令を受けず、また、その評価・異動等は監査委員会の意向が尊重されているなど、執行役からの独立性を確保している。

i. 監査委員会への報告に関する体制

当社は、「監査委員会監査の実効性確保に関する規程」に基づき、経営・業績に係る重要事項、社内外への開示事項等につき、監査委員会に報告を行っている。

j. 監査委員会への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

執行役は、社内規程を整備し、不利な取扱いの排除を確保している。また、子会社の不利な取扱いの排除につき、全ての子会社において規程化されていることを確認している。

k. 監査委員会の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

執行役は、監査業務に必要な費用を確保している。

l. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査委員会監査の実効性確保に関する規程」等の社内規程に基づき、監査委員会または監査委員会スタッフの監査に係る調査に協力している。

主要な委員会等については、委員会事務局が都度、常勤監査委員等に開催案内を送付し、委員会等の資料・議事録の提供などを適切に行っている。常勤監査委員等は、委員会に都度出席し、審議状況を聴取し、必要に応じて意見を述べている。

m. 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項

執行役は、内部監査の専任組織として経営監査室を設置し、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を監査しており、その結果については、半期ごとに、社外有識者3名を含む経営監査委員会の審議を経て、取締役会・執行役会議に報告している。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	7,071,768	固 定 負 債	4,575,034
電 気 事 業 固 定 資 産	3,492,389	社 債	1,214,020
水 力 発 電 設 備	299,140	長 期 借 入 金	2,230,511
汽 力 発 電 設 備	325,142	退 職 給 付 に 係 る 負 債	368,047
原 子 力 発 電 設 備	747,453	資 産 除 去 債 務	517,672
送 電 設 備	773,564	繰 延 税 金 負 債	4,924
変 電 設 備	416,558	そ の 他 の 固 定 負 債	239,858
配 電 設 備	804,741	流 動 負 債	1,749,177
業 務 設 備	106,529	1 年以内に期限到来の固定負債	585,827
その他の電気事業固定資産	19,257	短 期 借 入 金	147,092
そ の 他 の 固 定 資 産	834,888	コマーシャル・ペーパー	300,000
固 定 資 産 仮 勘 定	862,783	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	145,407
建設仮勘定及び除却仮勘定	684,652	未 払 税 金	69,381
原子力廃止関連仮勘定	59,074	債 務 保 証 損 失 引 当 金	1,738
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	119,057	そ の 他 の 流 動 負 債	499,730
核 燃 料	528,442	引 当 金	25,985
装 荷 核 燃 料	72,593	渴 水 準 備 引 当 金	25,985
加 工 中 等 核 燃 料	455,848	負 債 合 計	6,350,197
投 資 そ の 他 の 資 産	1,353,264	株 主 資 本	1,587,016
長 期 投 資	384,756	資 本 金	489,320
関 係 会 社 長 期 投 資	550,897	資 本 剰 余 金	66,726
繰 延 税 金 資 産	326,785	利 益 剰 余 金	1,127,814
そ の 他 の 投 資 等	97,237	自 己 株 式	△ 96,845
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 6,411	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	97,511
流 動 資 産	1,003,987	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	85,163
現 金 及 び 預 金	249,281	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	11,179
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	327,142	為 替 換 算 調 整 勘 定	4,134
た な 卸 資 産	182,899	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 2,966
そ の 他 の 流 動 資 産	266,219	非 支 配 株 主 持 分	41,029
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 21,556	純 資 産 合 計	1,725,557
合 計	8,075,755	合 計	8,075,755

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	2,946,652	営業収益	3,092,398
電気事業営業費用	2,338,607	電気事業営業収益	2,387,836
その他事業営業費用	608,044	その他事業営業収益	704,562
営業利益	(145,746)		
営業外費用	43,254	営業外収益	51,358
支払利息	22,462	受取配当金	11,589
その他の営業外費用	20,792	受取利息	742
		持分法による投資利益	13,703
		その他の営業外収益	25,322
当期経常費用合計	2,989,906	当期経常収益合計	3,143,757
当期経常利益	153,850		
渴水準備金引当又は取崩し	△ 1,446		
渴水準備引当金取崩し（貸方）	△ 1,446		
税金等調整前当期純利益	155,296		
法人税等	44,258		
法人税等	27,181		
法人税等調整額	17,077		
当期純利益	111,038		
非支配株主に帰属する当期純利益	2,060		
親会社株主に帰属する当期純利益	108,978		

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	6,207,766	固 定 負 債	4,209,591
電 気 事 業 固 定 資 産	1,471,187	社 長 期 借 入 金	1,213,820
水 力 発 電 設 備	304,829	リ ー ス 債 務	2,092,701
汽 力 発 電 設 備	326,659		206
原 子 力 発 電 設 備	762,191	関 係 会 社 長 期 債 務	49,751
内 燃 力 発 電 設 備	2,712	退 職 給 付 引 当 金	184,999
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 設 備	885	資 産 除 去 債 務	506,822
業 務 設 備	58,226	雑 固 定 負 債	161,290
貸 付 設 備	15,681	流 動 負 債	1,605,328
附 帯 事 業 固 定 資 産	19,517	1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債	534,487
事 業 外 固 定 資 産	4,939	短 期 借 入 金	130,000
固 定 資 産 仮 勘 定	706,898	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	300,000
建 設 仮 勘 定	526,852	買 掛 金	84,139
除 却 仮 勘 定	1,914	未 払 金	54,013
原 子 力 廃 止 関 連 仮 勘 定	59,074	未 払 費 用	167,423
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	119,057	未 払 税 金	7,663
核 燃 料	528,442	預 り 金	27,848
装 荷 核 燃 料	72,593	関 係 会 社 短 期 債 務	260,237
加 工 中 等 核 燃 料	455,848	関 諸 前 受	27,974
投 資 そ の 他 の 資 産	3,476,782	債 務 保 証 損 失 引 当 金	1,738
長 期 投 資	235,945	雑 流 動 負 債	9,801
関 係 会 社 長 期 投 資	2,921,875	引 当 金	25,985
長 期 前 払 費 用	67,517	渴 水 準 備 引 当 金	25,985
繰 延 税 金 資 産	251,766	負 債 主 資 本	5,840,905
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 323	資 本 本 剰 余 金	954,343
流 動 資 産	650,639	資 本 本 剰 余 金	489,320
現 金 及 び 預 金	181,763	資 本 本 剰 余 金	67,031
現 売 掛 金	185,257	利 益 剰 余 金	67,031
諸 未 収 入 金	32,802	利 益 剰 余 金	494,712
短 期 投 資	35,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	49,665
貯 蔵 品	45,730	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	445,047
前 払 費 用	1,311	緑 越 利 益 剰 余 金	5
関 係 会 社 短 期 債 権	155,129	自 己 株 式	445,041
雑 流 動 資 産	27,820	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 96,720
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 14,175	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	63,156
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	62,882
		純 資 産 合 計	273
合 計	6,858,406	合 計	1,017,500
			6,858,406

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
営業費用	2,338,377	営業収益	2,332,608
電気事業営業費用	2,213,288	電気事業営業収益	2,202,805
水力発電発電費	56,754	電灯料	760,180
汽力発電発電費	492,739	電力料	1,066,983
原子力発電発電費	281,905	他社販売電力料	163,059
燃力発電発電費	1,193	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	10,253
新エネルギー等発電費	252	賠償負担金相当収益	6,113
他社購入電力料	389,743	廃炉円滑化負担金相当収益	2,582
販売売費	54,761	再工ネ特措法交付金	149,442
貸付設備費	427	電気事業雑収益	42,755
一般管埋費	115,284	貸付設備収益	1,435
接続供給託送料	539,108		
原子力廃止関連仮勘定償却費	5,964		
再工ネ特措法納付金	263,550		
事業活動税	11,901		
電力費振替勘定（貸方）	△ 296		
附帯事業営業費用	125,088	附帯事業営業収益	129,803
ガス事業営業費用	121,318	ガス事業営業収益	122,762
その他附帯事業営業費用	3,770	その他附帯事業営業収益	7,040
営業外損失	(5,768)		
営業外費用	26,420	営業外収益	68,306
財務費用	21,336	財務収益	57,122
支払利息	20,870	受取配当金	45,770
社債発行費	466	受取利息	11,351
事業外費用	5,083	事業外収益	11,184
固定資産売却損失	39	固定資産売却益	729
雑損	5,044	雑収	10,455
当期経常費用合計	2,364,797	当期経常収益合計	2,400,915
当期経常利益	36,117		
当期末準備金引当又は取崩し	△ 1,446		
当期末準備金引当取崩し（貸方）	△ 1,446		
税法引前当期純利益	37,564		
法人税等	△ 1,939		
法人税等調整額	△ 28,048		
当期純利益	26,109		
	39,503		

招集通知

議決権行使のご案内

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

関西電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新 免 和 久 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 井 尚 志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 奥 野 孝 富 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関西電力株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

関西電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新 免 和 久 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 井 尚 志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 奥 野 孝 富 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関西電力株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの2020年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロおよびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、執行役等および有限責任監査法人トーマツから、両者の協議の状況ならびに当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、本年4月、特別高圧電力および高圧電力の供給について、顧客の獲得を制限している疑いがあるとして、独占禁止法に基づき、公正取引委員会の立入検査を受けており、監査委員会としては、取締役および執行役等の対応状況を監視・検証してまいります。また、金品受取り問題・役員退任後の嘱託等の報酬問題をはじめとしたコンプライアンスの状況につき、引き続き監視・検証してまいります。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、2020年3月30日提出の業務改善計画に基づき、金品受取り問題・役員退任後の嘱託等の報酬問題の再発防止に向けた具体的施策を確実に実行していることを確認しており、監査委員会としては、引き続き監視・検証してまいります。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

2021年5月13日

関西電力株式会社	監査委員会
監査委員長	友 野 宏 ㊟
監査委員	佐々木 茂 夫 ㊟
監査委員	加 賀 有津子 ㊟
監査委員	内 藤 文 雄 ㊟
監査委員（常勤）	杉 本 康 ㊟
監査委員（常勤）	山 地 進 ㊟

(注)

1. 監査委員長友野宏、監査委員佐々木茂夫、同加賀有津子および同内藤文雄は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、2020年6月25日開催の第96回定時株主総会の決議により、2020年6月25日をもって、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行いたしました。2020年4月1日から2020年6月25日定時株主総会終結時までの状況については、監査役および監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会会場ご案内



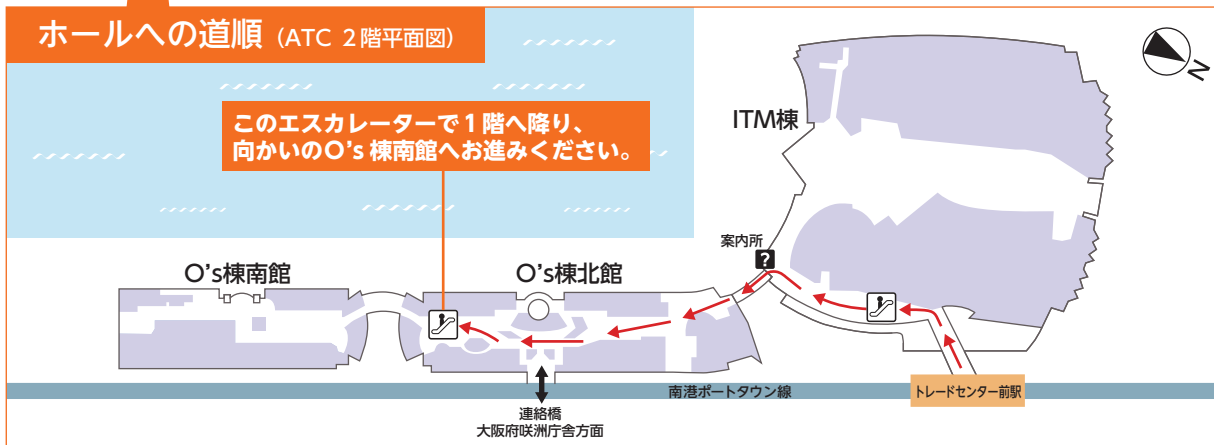
会場

ATCホール 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

交通のご案内

- **Osaka Metro南港ポートタウン線（ニュートラム）**
「トレードセンター前」駅下車 徒歩約5分
- **「トレードセンター前」駅までの主要アクセス**
 - (1) JRをご利用の場合（大阪・天王寺方面から）
JR大阪環状線「弁天町」駅下車→Osaka Metro中央線「弁天町」駅にて乗り換え→「コスモスクエア」駅下車→Osaka Metro南港ポートタウン線に乗り換え→「トレードセンター前」駅下車
 - (2) Osaka Metroをご利用の場合（梅田・なんば方面から）
「本町」駅にてOsaka Metro中央線に乗り換え→「コスモスクエア」駅下車→Osaka Metro南港ポートタウン線に乗り換え→「トレードセンター前」駅下車

ホールへの道順 (ATC 2階平面図)



※当日は駐車場、駐輪場はご用意しておりませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。

*新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置を講じる結果、ご用意できる座席数が大幅に減少いたします。**ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。**

***発熱など体調不良が認められる株主さまは、ご入場いただけない場合がございます。**

